

第三期武蔵野市産業振興計画

【令和6(2024)年度～10(2028)年度】

答申（案）

令和6(2024)年2月

武蔵野市産業振興審議会
武蔵野市産業振興審議会専門部会

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の目的	1
2 本計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
第2章 社会・経済情勢の変化	4
1 新型コロナウイルス感染症の影響	4
2 少子化による人口減少と高齢者比率の相対的な増加	5
3 情報通信技術をはじめとしたテクノロジーの進展と活用	6
4 働き方の変化・多様化の進展	7
5 気候変動・環境問題の深刻化	7
6 原油高・物価高騰・賃上げの動向	8
第3章 武蔵野市の産業の特性と課題	9
1 武蔵野市のあゆみと地域特性	9
2 武蔵野市の産業の現況と課題	11
第4章 めざすまちの姿	22
1 基本理念	22
2 武蔵野市の産業振興の方針と目標	23
3 各主体が一体となって進める方針と施策	24
4 つながる場の形成	25
5 市民からみためざすまちの姿	26
第5章 施策体系及び方針と施策	27
1 施策体系	27
2 方針と施策	28
方針1 武蔵野市の魅力や価値を高める産業振興	28
方針2 地域や学生等と連携して創る産業振興	34
方針3 都市の活力を担う持続可能な産業振興	39
方針4 個性を活かし誰もがチャレンジできる産業振興	45
方針5 事業者・消費者のための安全・安心な産業振興	49
第6章 計画の評価・推進	53
1 計画の評価・見直し	53
2 武蔵野市産業振興審議会の役割	53
3 庁内関連部署との連携	53
資料編	54
1 策定の経過	55
2 委員名簿	58
3 市内産業実態調査（概要）	60
4 産業振興施策に関する決算額の変遷	72
5 施策体系図と担当一覧	73
6 武蔵野市産業振興条例	75
用語集	79

※年と年度の表記については、原則として元号と西暦を併記しています。

※資料編の用語集に説明を掲載している用語には、*の記号を付けています。

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

武蔵野市では、平成26(2014)年に「武蔵野市産業振興計画」を策定し、「まちの魅力を高め、豊かな暮らしを支える産業の振興」を基本理念に掲げて取り組んできました。その後、平成31(2019)年に「第二期武蔵野市産業振興計画」として改定し、「武蔵野市産業振興計画」から継承した基本理念のもと、5つの基本目標を設定し、商工農業を営む事業者に対する支援、観光事業の推進、商店会に対する支援などを推進してきました。この度、令和5(2023)年度に第二期武蔵野市産業振興計画（前計画）の計画期間が終了することから、第三期武蔵野市産業振興計画（本計画）を策定し、これまで継承してきた「まちの魅力」を高め、“豊かな暮らし”を支える産業の振興」を基本理念として、前計画で取り組んできた目標を継承し、整理するとともに、本計画における新たな目標を設定し、持続可能な市内産業の発展とまちで働き、住もう、学ぶ方それぞれの活動やチャレンジに資する取組み（産業振興施策）をさらに推進していきます。

前計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大、働き方やライフスタイルの多様化、人口減少・少子高齢化、デジタル化・DX*、気候変動・環境問題の深刻化、燃料・資源価格や物価の高騰など、社会・経済情勢に様々な変化が生じ、市内事業者・商店会等の活動に影響を与えました。本計画の策定にあたっては、その影響や変化に対応するために各施策・取組みの見直しも実施しました。

また、今後も市内産業が持続的な発展を続け、魅力あるまちであり続けるために、まちの“つながり”を本計画における重要なテーマと位置づけ、事業者間、事業者と商店会（街）、市民と事業者など、多様な主体同士がつながり、連携することで、新たに求められる多様で複雑なニーズ等に対応した事業活動が可能となるように、市が率先し、場づくりや、連携のための支援を行っていくことをめざします。

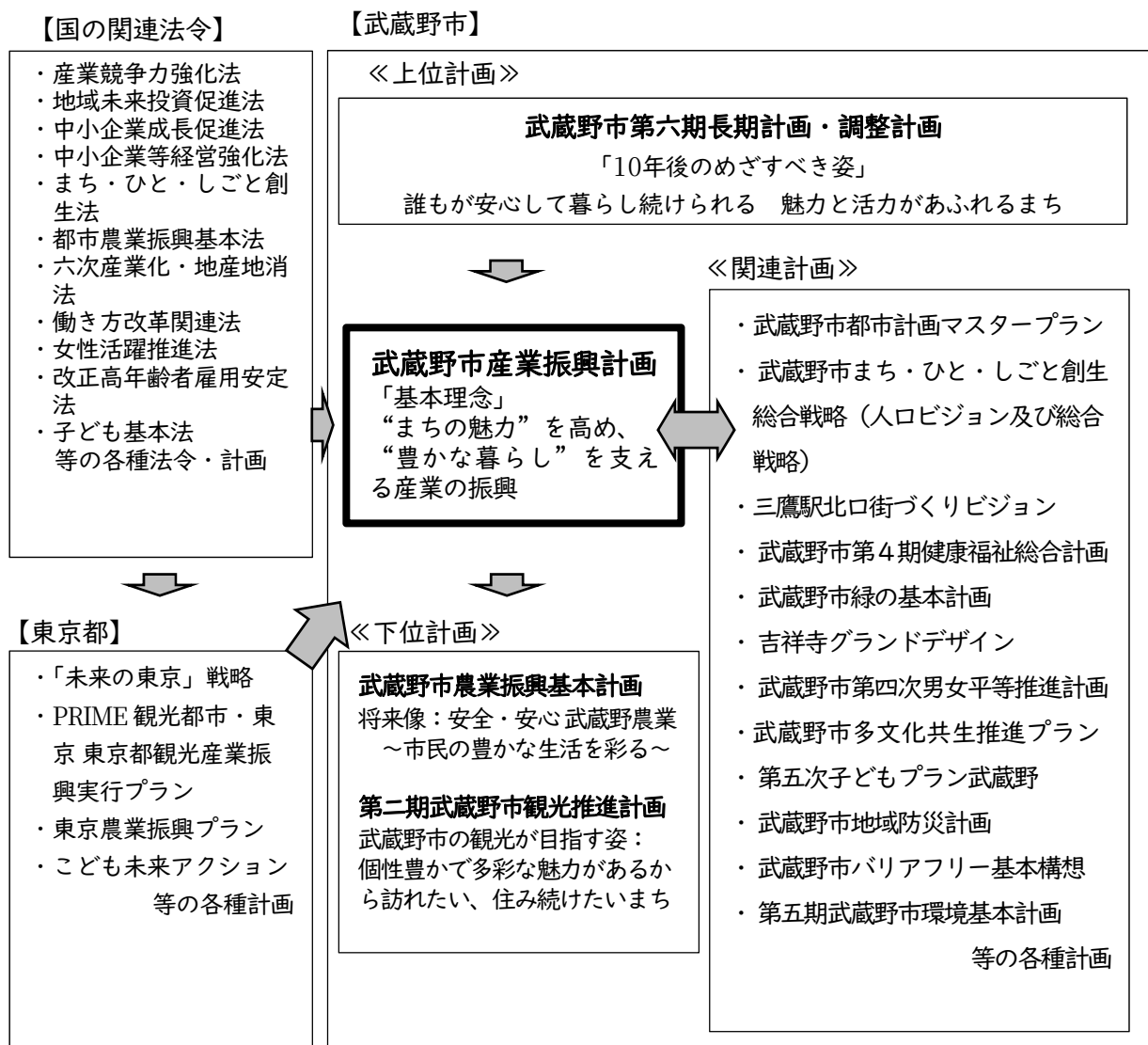
本計画は、このような背景をふまえ、本市の産業がめざすまちの姿を明らかにするとともに、各主体がその目標を共有し、市内産業の持続的な発展を図っていくため、本市の産業振興の体系及び方針と具体的な施策を示すものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、武蔵野市第六期長期計画・調整計画（令和6(2024)年度～10(2028)年度）の「3 平和・文化・市民生活」、基本施策5及び7の個別計画として策定するものであり、長期計画・調整計画において示されている考え方や方針を踏まえ、かつ武蔵野市産業振興条例に定める目的を達成するために、本市の産業振興分野全般を対象とした中位計画です。

また、武蔵野市農業振興基本計画（平成28(2016)年度～令和7(2025)年度）と、第二期武蔵野市観光推進計画（平成29(2017)年度～令和8(2026)年度）の上位計画であり、武蔵野市商店街振興プランとしての性格を合わせ持ちます。

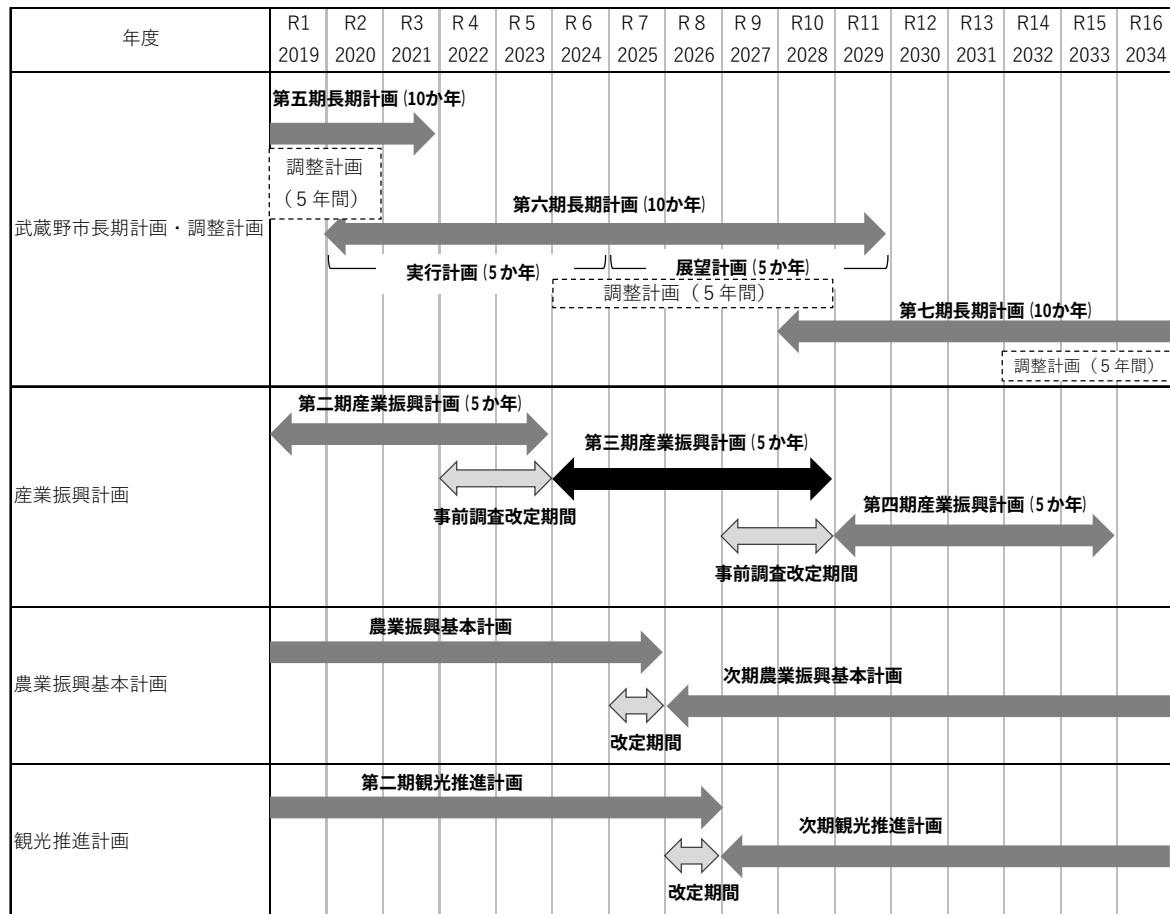
なお、産業振興施策は、他の分野の施策とも関連するテーマが多いことから、関連計画等との整合性を図り、一体的に推進します。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度の5年間とし、次期改定作業を令和9(2027)年度から実施するものとします。

なお、計画期間中においても、社会・経済情勢の変化や市内産業の実態、本市の関連計画との整合性を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2章 社会・経済情勢の変化

第二期産業振興計画が策定された平成31(2019)年以降、社会・経済情勢は主に次の6つの要因によって大きく変化し、市内事業者等は様々な影響を受けました。

社会・経済情勢の変化に対応するためには、事業者等が事業継続や事業革新を図り、市が適切な産業振興施策を講じることで、活発な地域経済を維持・発展していく必要があります。

1 新型コロナウイルス感染症の影響

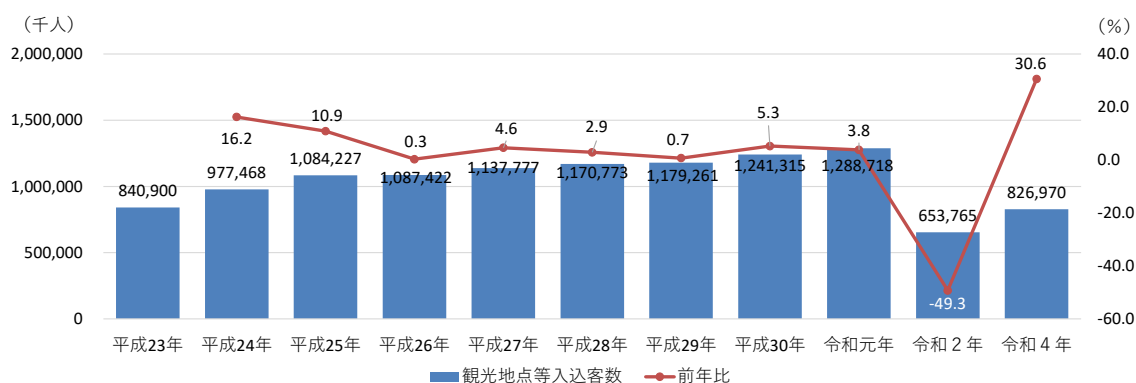
新型コロナウイルス感染症は、令和元(2019)年12月に確認されて以降、日本を含め、世界中で感染が拡大し、市民生活や経済活動に影響をもたらしました。本市においても、飲食店等の営業自粛等をはじめとした経済活動の制限や外出自粛などによる来街者の減少、事業者の売上高の減少などが見られました。

一方、コロナ禍によって変化した経済活動や生活に対応するため、事業形態・内容の見直しや、新たな事業創出なども見られたほか、ICT*の進展に合わせて、非接触・非対面型の接客やオンライン会議などのデジタルツールの活用も進みました。

インバウンド*については、前計画期間中には増加傾向にあったものの、コロナ禍の入国制限により激減したことで、これまでの観光推進のあり方を見直す契機ともなりました。

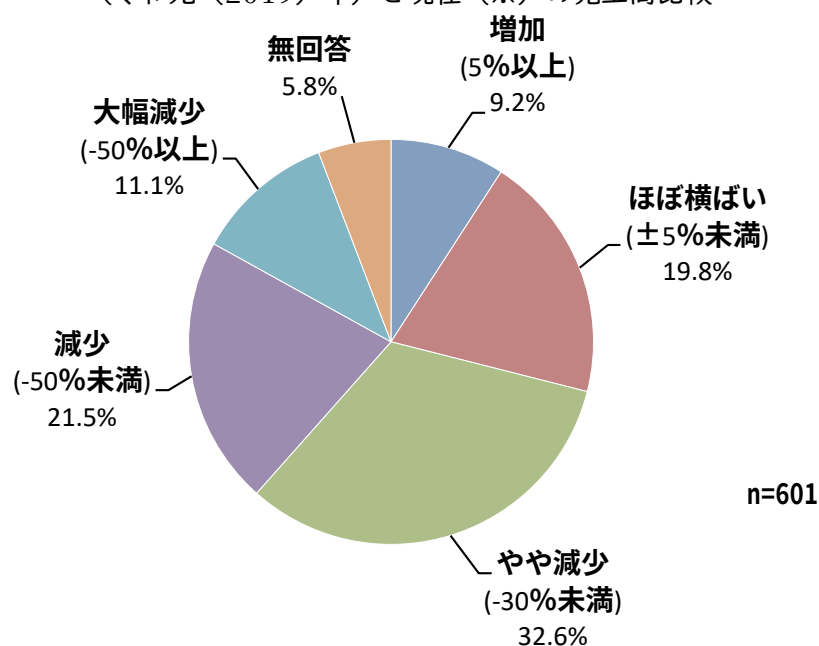
令和5(2023)年5月から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へと移行されたことに伴い、人々の流れや経済活動、様々なイベント・交流等が感染症流行前の日常へと回復することが期待されています。

東京都における観光地点等入込客数の推移



出典：東京都「令和4年度東京都観光客数等実態調査」

新型コロナウイルス感染症の発生前
(令和元(2019)年)と現在(※)の売上高比較



出典:武蔵野市「武蔵野市事業者アンケート調査結果」
※現在は、当該調査実施時の令和4(2022)年8月を指す。

2 少子化による人口減少と高齢者比率の相対的な増加

全国的な少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少によって労働力不足をもたらしています。

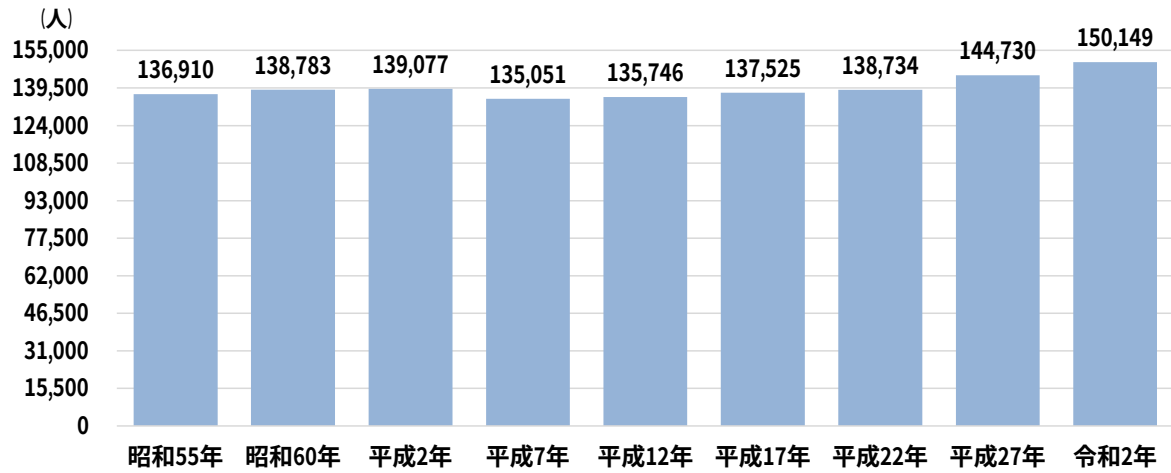
本市の人口は、平成7(1995)年以降、増加傾向にありますが、年齢3区分別の人口比率の推移をみると、高齢者比率が高くなる傾向を示しており、今後は生産年齢人口の減少が予測されます。

そのため、地域経済を維持するために必要な労働力や、まちの活力と魅力を支える人材の参画・確保に向けて、若者、子育て世代、高齢者、障害のある方や外国人等の多様な人材が働き、活躍できる環境の整備が重要となっています。

また、高齢者や障害のある方も安心して買い物などのためにまちを訪れることができる環境の整備や買い物支援等のサービスに関する検討も必要となっています。

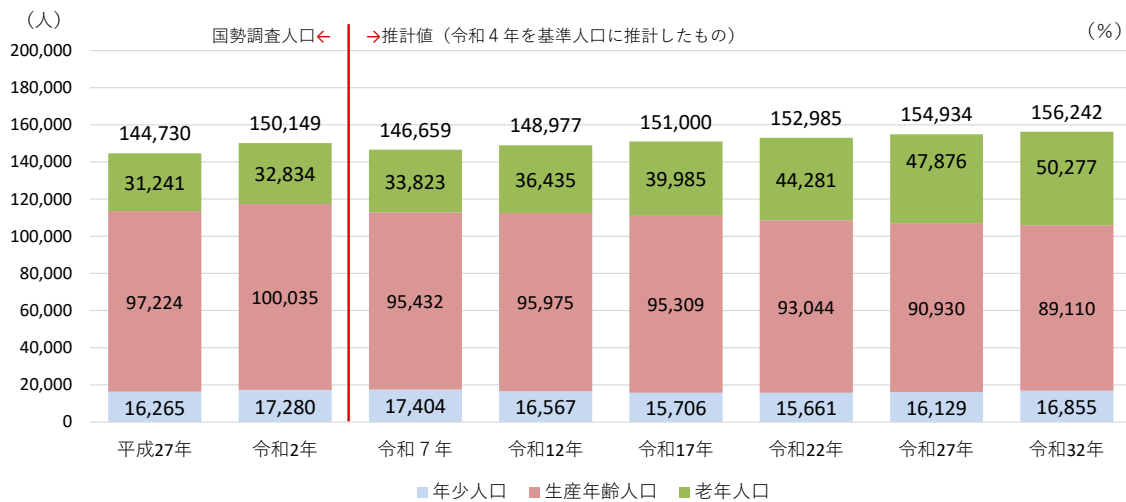
本市では、令和5(2023)年4月に「武蔵野市子どもの権利条例」が施行され、まち全体で子どもにやさしいまちづくりを推進していくため、事業者が事業活動を行ううえでも、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるとともに、子どもが地域社会と関わりをもって育つことの大切さを意識して取り組んでいく必要があります。

人口の推移



出典:総務省統計局「国勢調査」
(注)年齢「不詳」を含む。

年齢3区分別 人口の推移と将来人口



出典:令和2(2020)年までは総務省統計局「国勢調査」、
令和7(2025)年以降の推計人口は武蔵野市「武蔵野市の将来人口推計」
(注)年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)
(注)年齢(3区分)の「総数」には、年齢「不詳」の者を含む。

3 情報通信技術をはじめとしたテクノロジーの進展と活用

情報通信技術をはじめとしたテクノロジーの進展は、事業活動や働き方、消費行動などに変化を与えました。

情報処理ツール・デジタル技術の進展などにより、技術革新に伴う生産性の向上や、企業、

商品・サービスなどの情報を発信するツールとして SNS の利用も活発化しています。また、スマートフォンが普及したことで、キャッシュレス決済の日常生活への浸透は目覚ましく進みました。

今後はさらに、AI*の利活用や5G ネットワークの普及による革新的サービスへの期待など、様々なテクノロジーが進展することが予測され、市民、事業者等は、生活や事業活動に有効に取り入れて活用していくことが必要です。

4 働き方の変化・多様化の進展

コロナ禍における感染拡大防止のための通勤制限や在宅勤務などが後押しした形となり、テレワークやオンライン会議が急速に浸透したことで、働き方の変化や多様化が進展しました。

働き方の変化・多様化によって、就労する一人ひとりが、それぞれの働き方を見直すことに繋がりました。また、ライフスタイルも多様化したことから、事業者は、様々な人材が活躍できるように雇用環境の整備やワーク・ライフ・バランス*を重視した取組みを行うことも必要となっています。特に、子育てや介護等をしながら働き続けることができるような、雇用環境づくりと事業者の理解が重要となっています。

さらに、副業・複業、セカンドキャリアとしての就業促進や学びなおし（リスキリング）などを通じた新たな担い手の事業・就業参画の進展も期待されています。

5 気候変動・環境問題の深刻化

地球温暖化等に起因すると考えられる気候変動・気候危機により、自然災害の増加や激甚化（台風・水害・猛暑）が近年顕著となっています。

本市では、令和2(2020)年度にごみ処理施設「武蔵野クリーンセンター」の旧建物の一部をリノベーションして整備した環境啓発施設「むさしのエコ^リreゾート*」を開館しました。また、令和4(2022)年度には、行政主導としては日本で初めて気候市民会議*を開催し、市民・事業者等の環境問題への関心を高めることに取り組んでいます。

事業・経済活動と環境問題は密接に関連しており、これらの課題へ対応するためには、多角的にステークホルダーを巻き込み、市・市民・事業者が協力して取り組む必要があります。



武蔵野市気候市民会議でのワークショップ



むさしのエコreゾートものづくり工房

6 原油高・物価高騰・賃上げの動向

円安や地域紛争、大規模災害など、様々な世界情勢を背景としたエネルギー（原油）高、原材料などの物価高騰、半導体不足等による影響は、わが国の地域経済にも大きなリスクをもたらすこととなったほか、個人の消費活動にも影響を与えています。

こうしたリスクに対応した事業活動が求められる中、事業者にとっては物価上昇率を超える賃上げの実現が課題となっています。

また、働き方改革関連法の施行により、特に物流業、建設業、医療福祉の分野で業務の効率化と生産性の向上が求められており、人材の供給力不足による経済活動への影響も懸念されています。

事業者は、国が進める中小企業等による適切な価格転嫁や持続的価値創造の環境整備にも対応しつつ、事業の効率化と賃上げを実現することで、人材離れや価格力の低下に陥らないよう取り組んでいくことが求められています。

第3章 武蔵野市の産業の特性と課題

1 武蔵野市のあゆみと地域特性

(1) 武蔵野市のあゆみ

明治22(1889)年、吉祥寺、西窪、関前、境の4か村と井口新田飛地が1村となり、武蔵野村が誕生しました。甲武鉄道（現在の中央線の前身）が開通し、境停車場（現在の武蔵境駅）が開設され、その後、明治32（1899）年には吉祥寺停車場（現在の吉祥寺駅）も開業し、その頃には市街地が形成され、商店街も出現したといわれています。

昭和5(1930)年には、三鷹駅が開設されたほか、昭和13(1938)年に中島飛行機武蔵野製作所（後の武蔵製作所）ができたことによって、西久保地区などには軍需関連産業（工業）が増えていきました。

昭和22（1947）年11月に都内で八王子市、立川市に次いで、3番目の市となり、令和4（2022）年に市制施行75周年を迎えました。

昭和30年代後半からは、都市基盤の先導的な整備によるまちづくりと商業振興とが相まって、利便性の高い住宅都市として発展してきました。都内有数の商業集積地と言われる吉祥寺駅周辺は、大型商業施設を核として回遊性の高いまちが形成されました。これには、百貨店が吉祥寺駅周辺商業地の核として魅力を与え、ひいては地元商店街の活性化を促進するという武蔵野商工会議所や商店会等からの意見に基づき進めた、昭和46(1971)年の伊勢丹吉祥寺店に始まる百貨店の誘致・出店が大きな役割を果たしています。

三鷹駅周辺は、事業所が集積する一方、総合設計制度*による超高層マンションが建設されるなど、住む人、働く人に利用されるまちになっています。

武蔵境駅周辺は、鉄道の連続立体交差事業*により、南北一体のまちづくりが進み、鉄道高架下には、現在、西側に向かって商業施設と歩行者空間が連なり、新たなまちづくりが展開されています。

武蔵野市では3駅周辺における産業振興のみならず、緑と水のネットワーク*の推進等に努め、都市農地や屋敷林等を地域資源として保全・活用することで、緑豊かで利便性の高い暮らしやすい住宅都市を形成してきました。

また、計画行政によるまちづくりは、堅実な行財政基盤を築き、必要な財政支出を行うことで、生産機能や生活機能の向上などの好循環を育んできました。この好循環の維持には、行政による事務・事業執行だけでなく、地域生活を支える事業者等の知恵や努力、市民のまちへの愛着や理解、協力が大きく寄与してきた結果と言えます。



(2) 武蔵野市の地域特性

時代の変遷とともに人口が増加してきた本市は、市内産業発展の糧となる豊富な地域特性を有しており、これらの地域特性を産業の活性化に活用していくことが重要となっています。

良好な住環境

都心からのアクセスが良く、市内の公共交通網も充実しています。また市立公園などのまとまった緑が玉川上水の水辺空間や街路樹、緑道等で結ばれ、さらに住宅街の花と緑があいまって、緑豊かな住環境を形成しています。生活必需品等の買い物にも便利な商業地域を有し、民間調査では住みたいまちとして、継続的に高い評価を得ています。

クリエイティブ産業の集積地

ものづくりやデザイン、アートに関わるクリエイターや関連事業者が集積し、クリエイティブな活動がまちの特徴となっています。

また、日本から世界に羽ばたくアニメや漫画など、サブカルチャーの中心地としても注目を集めるほか、数々のアニメ等の作品の舞台としても取り上げられています。

香り高い文化が根付く地域

数多くの文化人、作家、芸術家から活動拠点・居住地としても選ばれる地域となっており、昭和 39 (1964) 年に開館した武蔵野公会堂を皮切りに、音楽、芸術、演劇等を楽しめる多彩な文化関連施設を順次整備し、まちでは様々な音楽イベントなども行われてきました。

多くの大学が立地する文教都市

市内には、私立大学 4 校と、専修学校 5 校が立地しています。また、近接する自治体には、大学が 19 校、短期大学 2 校、専修学校・各種学校 24 校があり、学生が多く若者のまちを形成しています。

自然・観光資源

吉祥寺駅に近接する井の頭恩賜公園や井の頭自然文化園は貴重な自然・観光資源です。加えて市内には個性的な店舗も多く、それを求めて訪れる来街者も珍しくありません。また、まちのイベントや文化的プログラムも人が訪れるきっかけとなっています。

まちを豊かにする都市農業

都市農業は、新鮮な農産物の供給に加えて、農業体験などの交流機会の創出、地産地消、食育のほか、景観形成や環境保全、防災など生活基盤の向上にも寄与しています。

特色ある 3 駅の商業集積

市内全体の事業所数比率は「卸売業, 小売業」が最も高く、次いで「宿泊業, 飲食サービス業」、「不動産業, 物品賃貸業」と続き、この 3 業種が全体の 5 割強を占めます。そのうえで、3 駅周辺(吉祥寺、三鷹、武蔵境)では、それぞれの異なる特色を持って、相互にまちの魅力を高めています。

吉祥寺駅周辺は大型商業施設と商店街が混在し、個性的な飲食店などが多くにぎわいを形成しています。

三鷹駅周辺は、計測・制御機器の世界的企業や大手外食チェーン店の本社などが立地する業務機能地域と商業地域から形成されています。

武蔵境駅周辺は、武蔵野プレイス*や近隣に大学等がある文教エリアです。駅前商店街や大型商業施設のほか、桜堤地区には、特徴的な住宅兼店舗物件なども登場しています。

2 武蔵野市の産業の現況と課題

(1) 個性的で魅力あるまちづくり

①まちの魅力向上と新たな魅力づくり

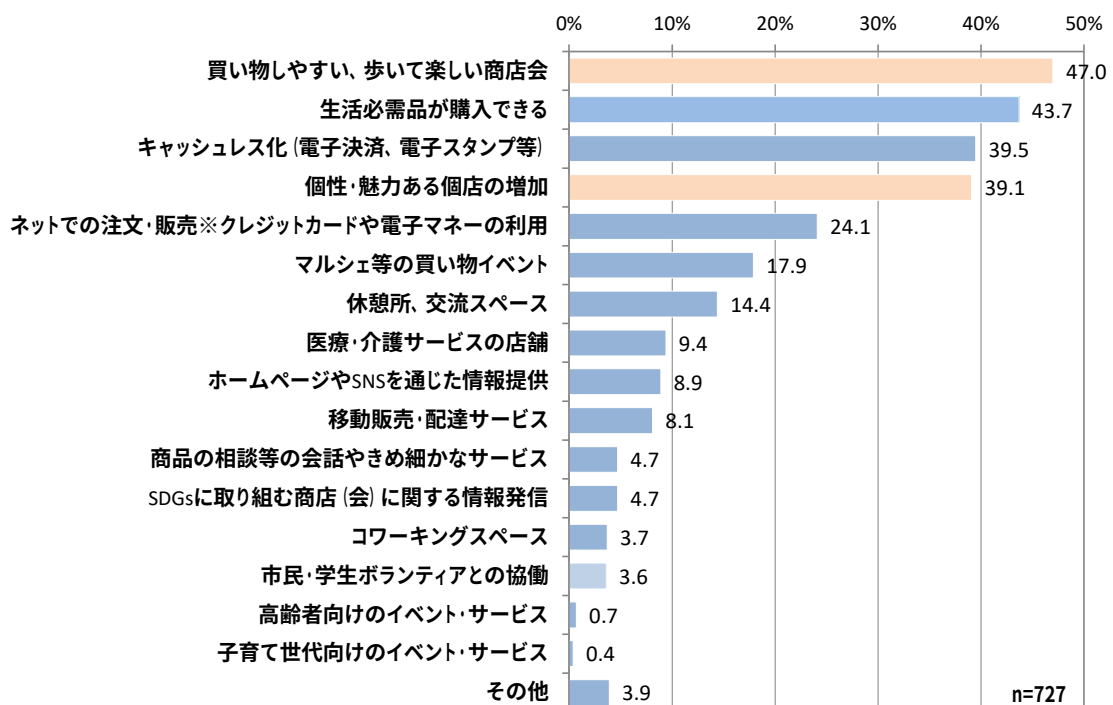
3駅を中心とした商業地は、それぞれに個性を持った店舗が多く、市内外から多くの来街者を引き付けてきましたが、コロナ禍以後、その賑わいは以前に比べ減少しています。

市民アンケート調査及び近隣住民アンケート調査結果からは、市民や来街者など、誰もが安心して訪れることができ、「買い物しやすい、歩いて楽しい商店会」や「個性・魅力ある個店の増加」への関心が高いことがうかがえます。

まちの魅力向上と新たな魅力づくりは、持続的に図っていく必要があり、特徴ある産業や観光資源等に加えて、個性を持った事業者やクリエイターが活躍できる場づくりが求められます。

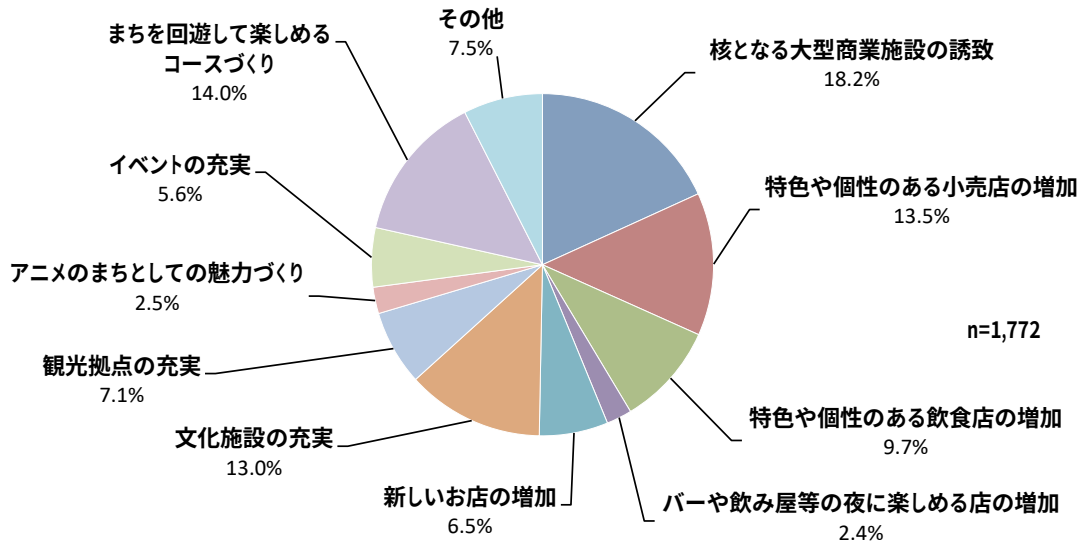
また、新たな魅力づくりとして、異業種間連携の促進や社会実験などを検討していく必要があります。

市内の商店会に望むこと



出典:武蔵野市「武蔵野市民アンケート調査結果 令和4(2022)年」

今後、武蔵野市の魅力を高めるために必要と思われること



出典:武蔵野市「武蔵野市近隣住民アンケート調査結果 令和4(2022)年」

②地域密着型の都市観光の推進

新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言等による外出・行動制限や、国際的な往来の制限など、観光需要に影響を与え、本市においてもインバウンド*の来訪が激減しました。

現在は、インバウンド*を含め、来街者数は回復傾向にありますが、インバウンド*のみならず、特徴ある商業地域や自然、文化等を活用した、発見や体験を楽しみ、消費する、地域密着型の都市観光の推進を図っていく必要があります。

③都市農業の魅力の活用

農地は、新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、防災機能などの多面的機能により市民生活を支えています。今後も農業の担い手の育成と承継支援を図り、営農者の確保と、農地保全を図っていくことが必要です。また、営農者の安定した農業経営に向けた支援や販売促進、農産物を活用した他業種との連携を促進していくことが求められます。このほか、関連計画と連動した農を通しての食育の推進と、市内産農産物の学校給食への提供については、農業振興基本計画で定める使用割合目標の達成を目指し、利用促進を支援していく必要があります。

④効果的な情報発信

ICT*が急速に進展したことで、情報の受発信エリアが拡大し、容易に幅広い対象者への発信が可能となったほか、伝えることができる情報量が格段に増加しています。また、発信手法も多様化しているため、世代によって情報を受信する方法が異なることも特徴です。

今後、市は、情報を伝えたい対象に“伝える”工夫や、情報を求めている人に“伝わる”工夫を行っていくことが求められており、そのために適した手法を意識することが必要です。また、事業者等が効果的な情報発信を行うための支援も必要となっています。

(2) 様々な連携の創出と促進

①事業者等との連携

本市では、事業者からの新たな商品開発や販路開拓に向けたビジネスマッチングを望む声を受けて、市と武蔵野商工会議所が連携し、事業者同士の連携を創出・促進して、新しい商品や事業を開発するきっかけをつくるためのプラットフォーム事業「CO+LAB MUSASHINO（コラボむさしの）」*を令和4(2022)年度から試行実施しています。

初年度は、これまで接点が少なかった、農家と飲食店事業者の交流会(農家見学会)を開催し、一定の成果を得ました。現在も、交流会への参加などを通して、市内産の農産物でつくるコラボ商品の開発が進んでいます。

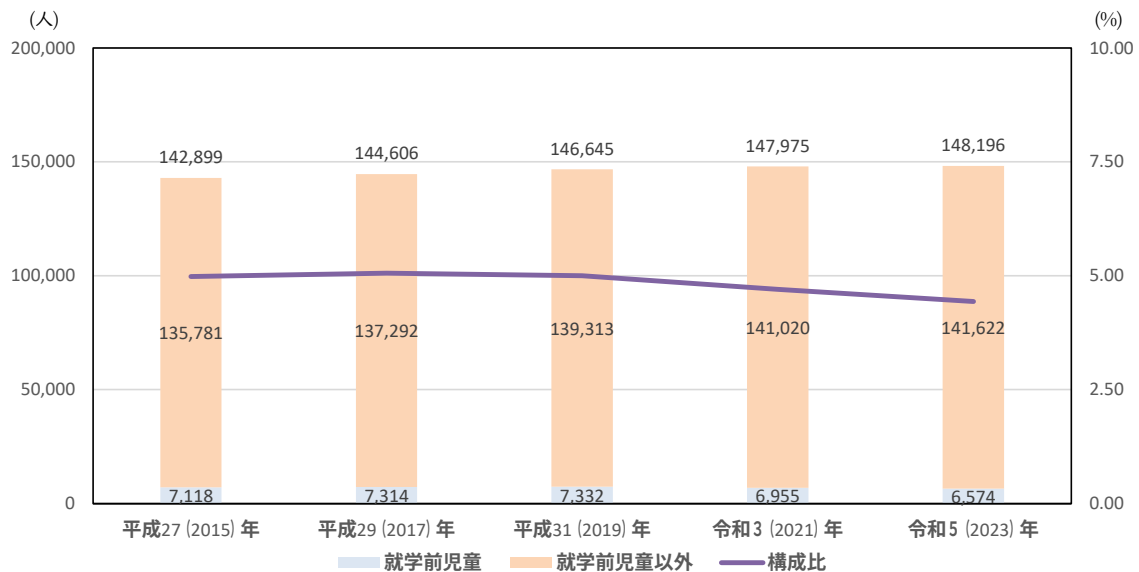
また、本計画の策定にあたって実施した市民等ワークショップでは、商店会や学生、市民が交流・意見交換を行い、事業者間だけでなく、商店会と個人など、多様な主体がマッチング、コラボレーションできるプラットフォーム（つながる場）を求める声が寄せられたことから、既存事業を基盤として新たな価値創造や課題解決に向けた連携を生み出す仕組みや機会づくりの充実を図っていくことが必要です。



②子ども・子育て世代と創るまち

本市の就学前児童数は、横ばいで推移しています。今後、市内の商店会などが事業発展していくためには、買い物やイベント、事業サービスを、子どもが育ち、子どもや子育て世代が楽しめるという視点で行うことが重要です。また、商店会や事業者と市が、子ども、子育て世代と関わりを持ち、意見交換をできる場づくりを行うなど、子ども、子育て世代とともにまちを創り、魅力を発信するための検討が必要です。

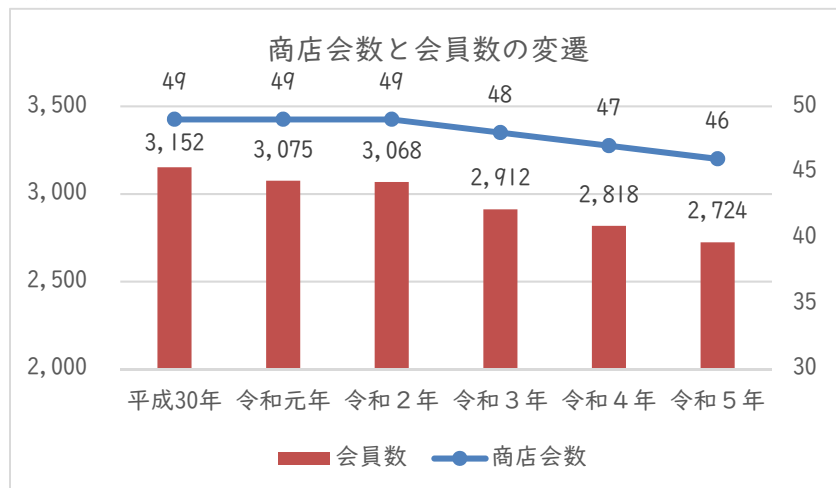
就学前児童数の推移



出典: 武蔵野市「住民基本台帳」

③商店会の担い手確保、活性化

市民や来街者の消費行動を支え、地域コミュニティの中核的役割を担う商店会では、担い手不足が深刻化し、商店会の存続が危ぶまれています。そのため、運営が安定するための支援や、地域ごとに存在する課題に対応した支援のあり方について検討していく必要があります。また、商店会活性化の手法の1つとして、学生などの若者、子どもや子育て世代、事業者等との新たな協働・連携した取組みも検討していく必要があります。



出典: 武蔵野市商店会連合会「武蔵野市商店会連合会データベース」令和5(2023)年

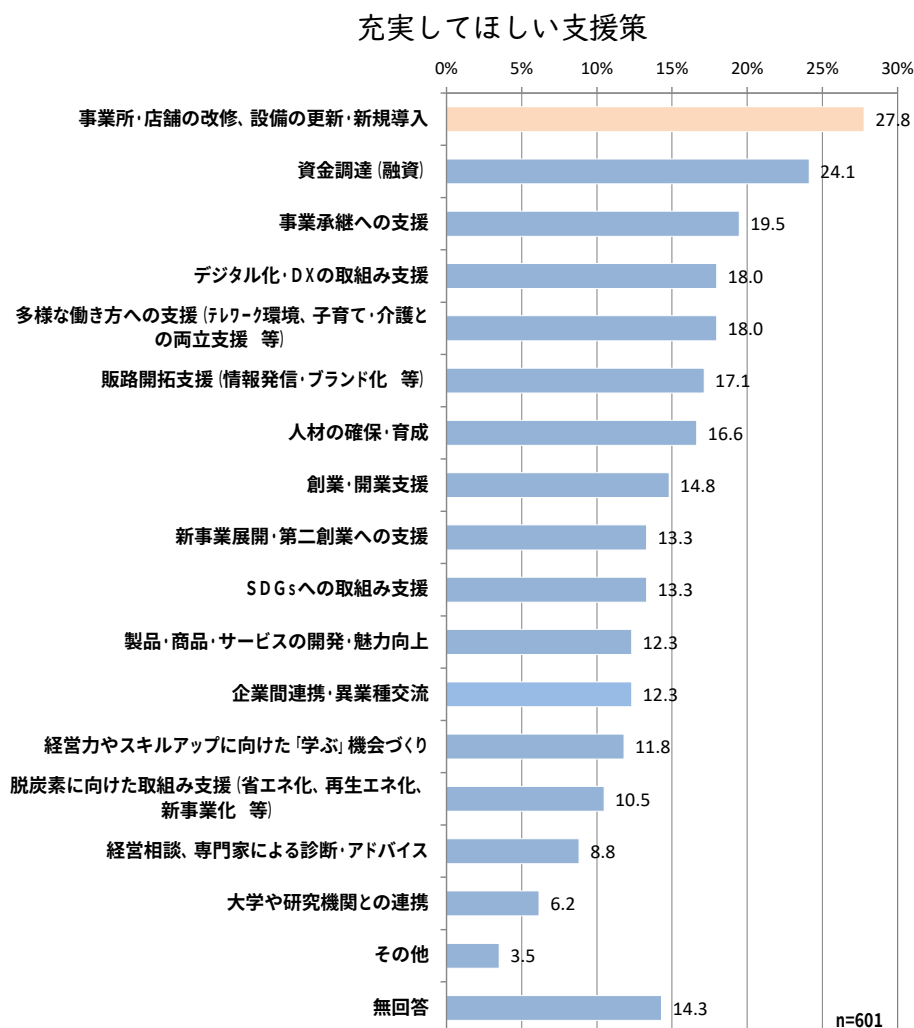
(3) 事業が持続・発展する環境づくり

①高付加価値化、稼ぐ力の育成

本市は交通の利便性が高く、特に小売・サービス業に対する事業環境が整っていると言えます。一方では、他の地域と比べて高い傾向にある家賃などの影響により、事業コストが高くなり、事業コストと営業収益のバランスをとることが難しい面もあります。加えて、昨今の原油高や物価高騰は、その傾向に拍車をかけています。また、市民1人当たりの年間小売販売額、小売吸引力指数[※]はコロナ禍の影響もあり、減少に転じています。

このような環境下において、事業を持続・発展させるためには、事業者が、個性的で魅力ある商品やサービスを提供するための工夫を続け、事業の付加価値を高め、収益を確保していく必要があります。また、地域特性や市民・来街者が求めるニーズ、市民・来街者からの評価（ブランドやイメージ）を事業展開に生かしていくことで、さらなるまちの魅力づくりにつながることが期待されます。

また、古くから事業を営む事業者が、事業の高付加価値化や事業継続していくためには、事業所・店舗の改修、設備の更新・新規導入等の設備投資も重要であり、事業者アンケート調査結果においても支援ニーズが高いことがうかがえます。

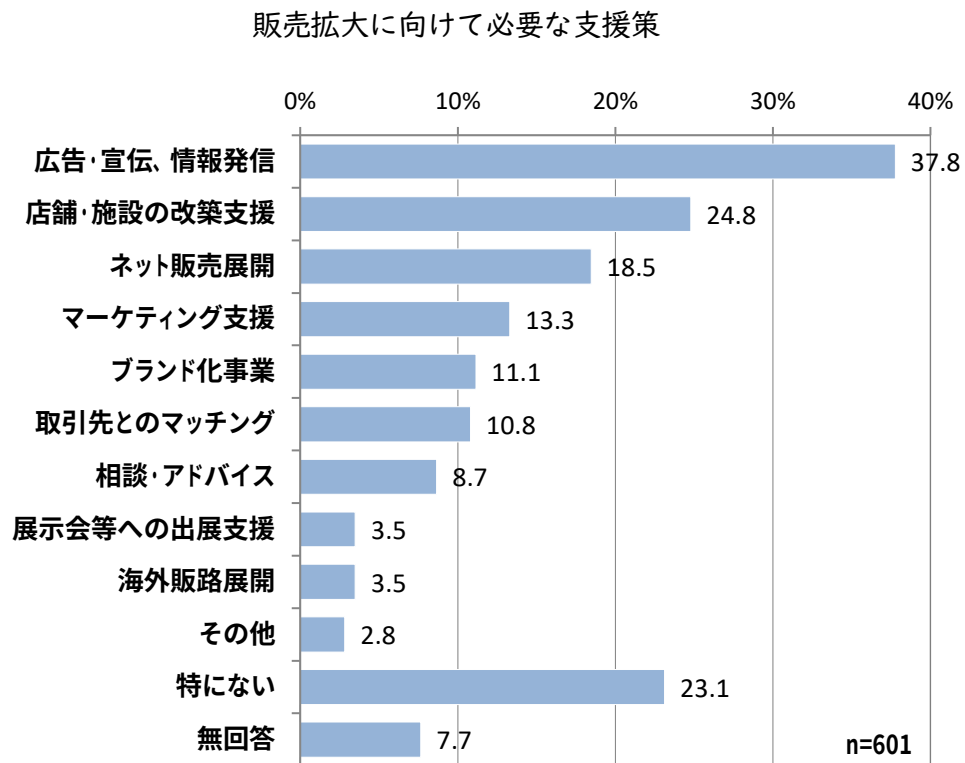


出典：武蔵野市「武蔵野市事業者アンケート調査結果 令和4(2022)年」

②事業の持続・発展のための支援

新型コロナウイルス感染症により、多くの事業者の売上高が大きく減少した中、事業の持続・発展のための支援が重要となっています。

事業者アンケート調査結果から、販売拡大に向けて必要な支援策をみると、広告・宣伝、情報発信への支援が最も求められています。消費者等に対してより効果的な情報発信を実施することが重要となっており、適切な事業者支援をしていく必要があります。



出典:武蔵野市「武蔵野市事業者アンケート調査結果 令和4(2022)年」

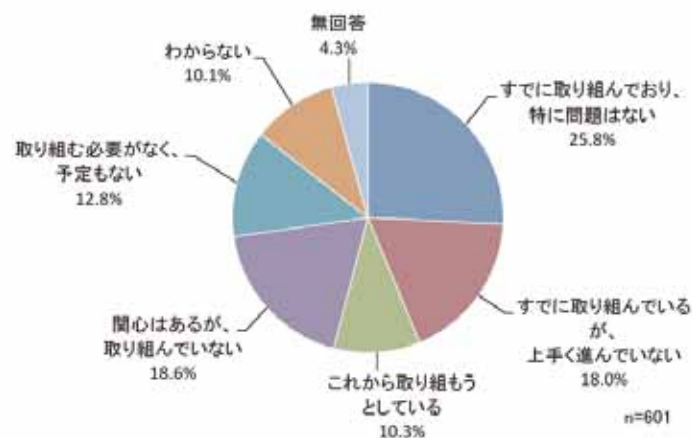
③様々なデジタル化への対応

事業者アンケート調査結果から、様々なデジタル化への対応については、4割弱の事業者が取り組めていない状況がみられます。一方で、取り組んでいる事業者も同じく4割弱いますが、具体的な取組みの実施割合をみると、どの項目も実施割合は低い傾向にあり、最も取り組まれている「HPやSNSなどによる情報発信」も5割強に留まる状況です。

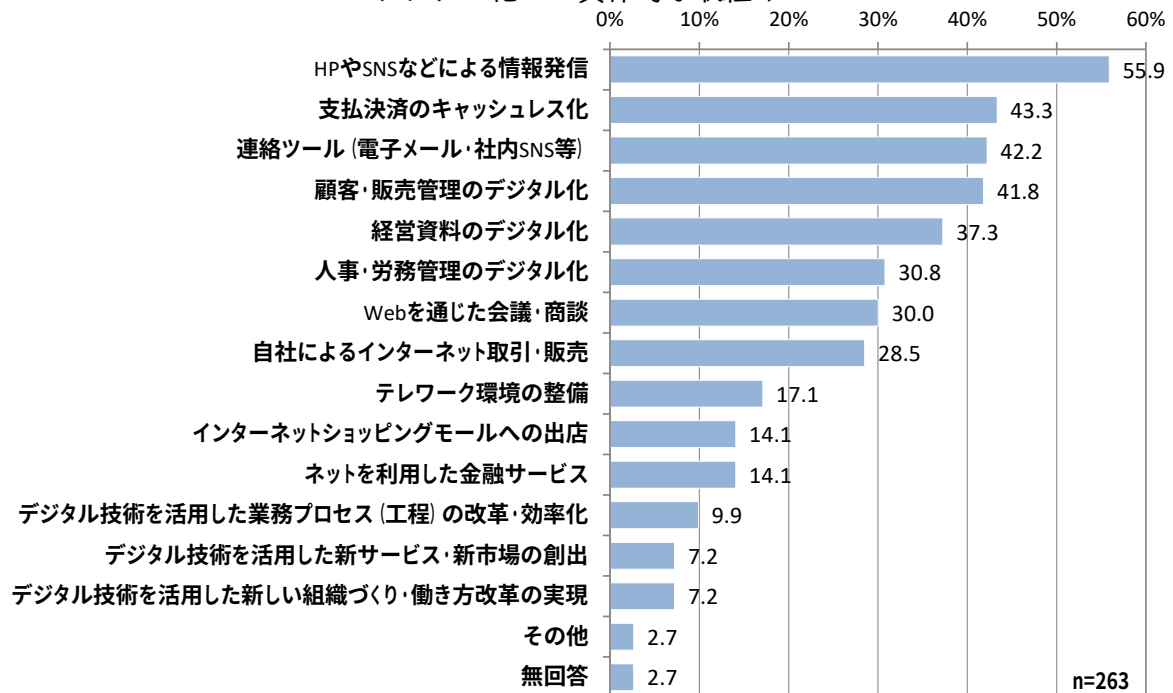
その他の項目でも、経営や人事などの内部事務のデジタル化に至っては3割程度、キャッシュレス化の対応も4割程度であることから、今後、事業者の取組み実態とニーズに応じた支援を行っていくことが必要となっています。

また、テレワーク環境の整備についての取組みも少ないことから、多様な働き方を実現し、様々な人材が活躍できる雇用環境づくりへの支援も必要であることがうかがえます。

デジタル化への取組み状況



デジタル化への具体的な取組み



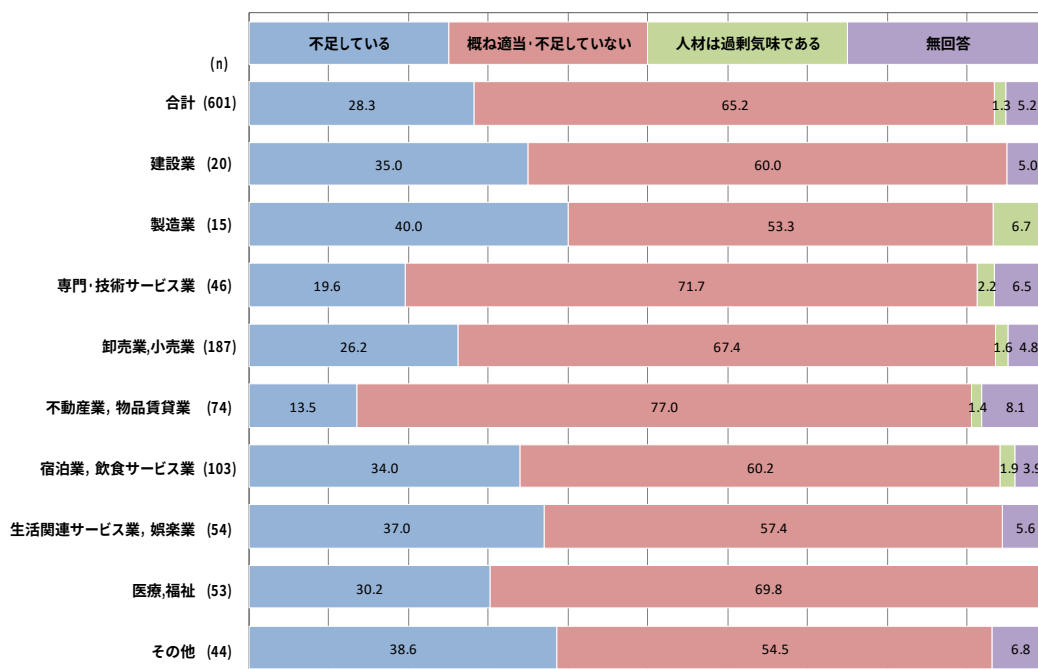
出典：武蔵野市「武蔵野市事業者アンケート調査結果 令和4（2022）年」

④人材不足への対応

事業者アンケート調査結果をみると、事業者の3割近くが人材不足と認識しており、人材の確保・育成は喫緊の課題となっています。業種別では、「建設業」、「製造業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、「医療・福祉」で3割を超えています。

今後の人材確保のためには、個々の価値観やライフスタイルに合わせた働き方の実現に向けた環境づくりが必要です。また、人材の育成においては、ICT*技術の発展に伴うニーズに対応するためのスキル習得等による業務効率向上の取組みなどを支援していくことが必要です。

人材の確保状況



出典:武蔵野市「武蔵野市事業者アンケート調査結果 令和4(2022)年」

⑤多様な人材が活躍できる環境づくり

ライフスタイルや働くことへの意識の変化により、働き方の多様化が進んでいます。多様なキャリア形成を図っていくため、副業・兼業ができる企業も増え、また、デジタル技術の急速な進展によって新たな職業や仕事も生まれています。今後は、副業・兼業や学びなおし（リスキリング）を希望する人など、多様な人材が自己実現に向けてチャレンジできる環境づくりを行っていくことが市内産業の持続・発展においても重要となっています。

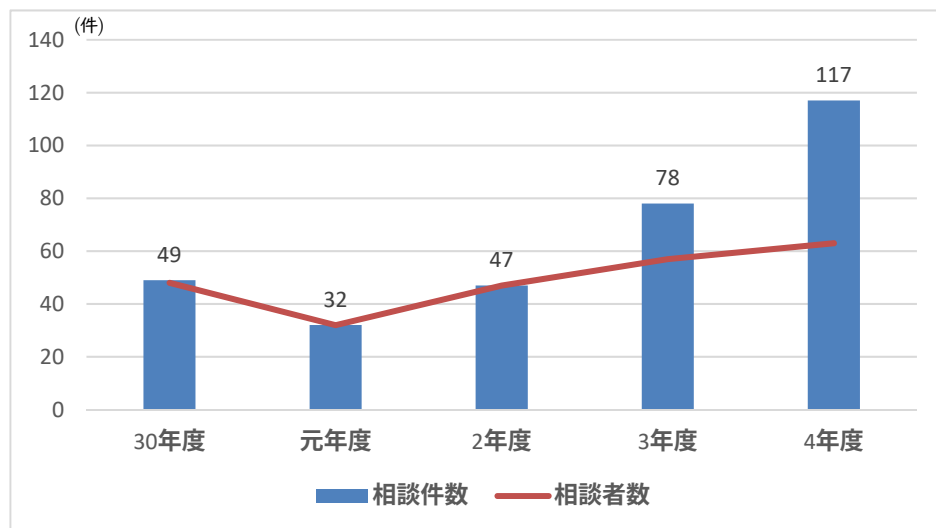
(4) 起業・創業・事業承継支援

①起業・創業支援

本市では、「むさしの創業・事業承継サポートネット*」として、武蔵野商工会議所や金融機関、不動産協会等が連携し、ワンストップ相談を行っています。その相談件数は、年々増加傾向にあり、本市における起業・創業に向けたニーズが高いことがうかがえるため、希望する方が相談しやすい環境づくりや認定創業支援施設*等との連携を図っていくことが必要となっています。また、事業を軌道に乗せるための成長支援も重要であり、起業後の伴走型支援*の充実も図っていく必要があります。

さらに、女性や若者、シニア層が起業にチャレンジできる環境づくりや、子どもへのアントレプレナーシップ（起業家精神）教育も重要となっています。

創業相談件数及び相談者数の推移



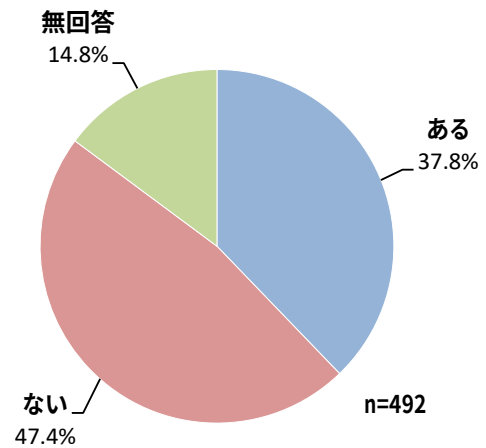
出典:武蔵野市「相談件数及び相談者数集計 令和4(2022)年」

②事業承継

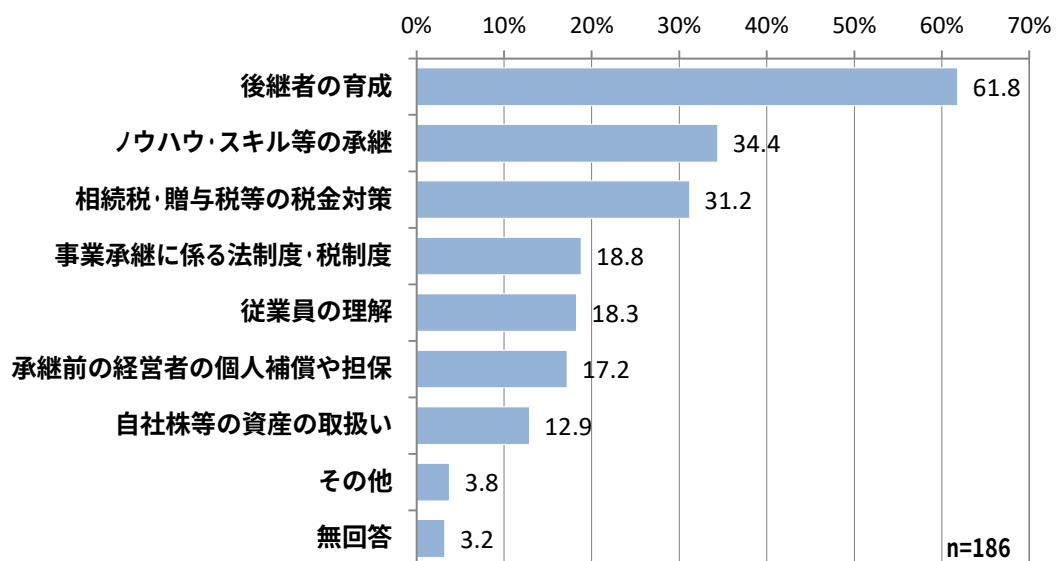
事業承継は、事業者にとってセンシティブな事柄であり、その実情が見えにくい側面があります。事業者アンケート調査では、「将来承継しない」との回答が4割弱、また事業承継を検討している事業者のうち、事業承継の課題として、6割強が「後継者の育成」、3割半ばが「ノウハウ・スキル等の承継」を課題と回答していますが、潜在的なニーズや表面化していない課題もあると考えられます。

事業者が育んできた魅力ある事業は、貴重な地域資源です。事業承継を支援していくためには、丁寧にニーズの把握に努め、専門機関と連携しながら時間をかけて相談対応を行っていく必要があります。

事業承継の課題の有無



事業承継の課題点



出典：武蔵野市「武蔵野市事業者アンケート調査結果 令和4（2022）年」

(5) 安全・安心に対する意識変化と対応策の検討

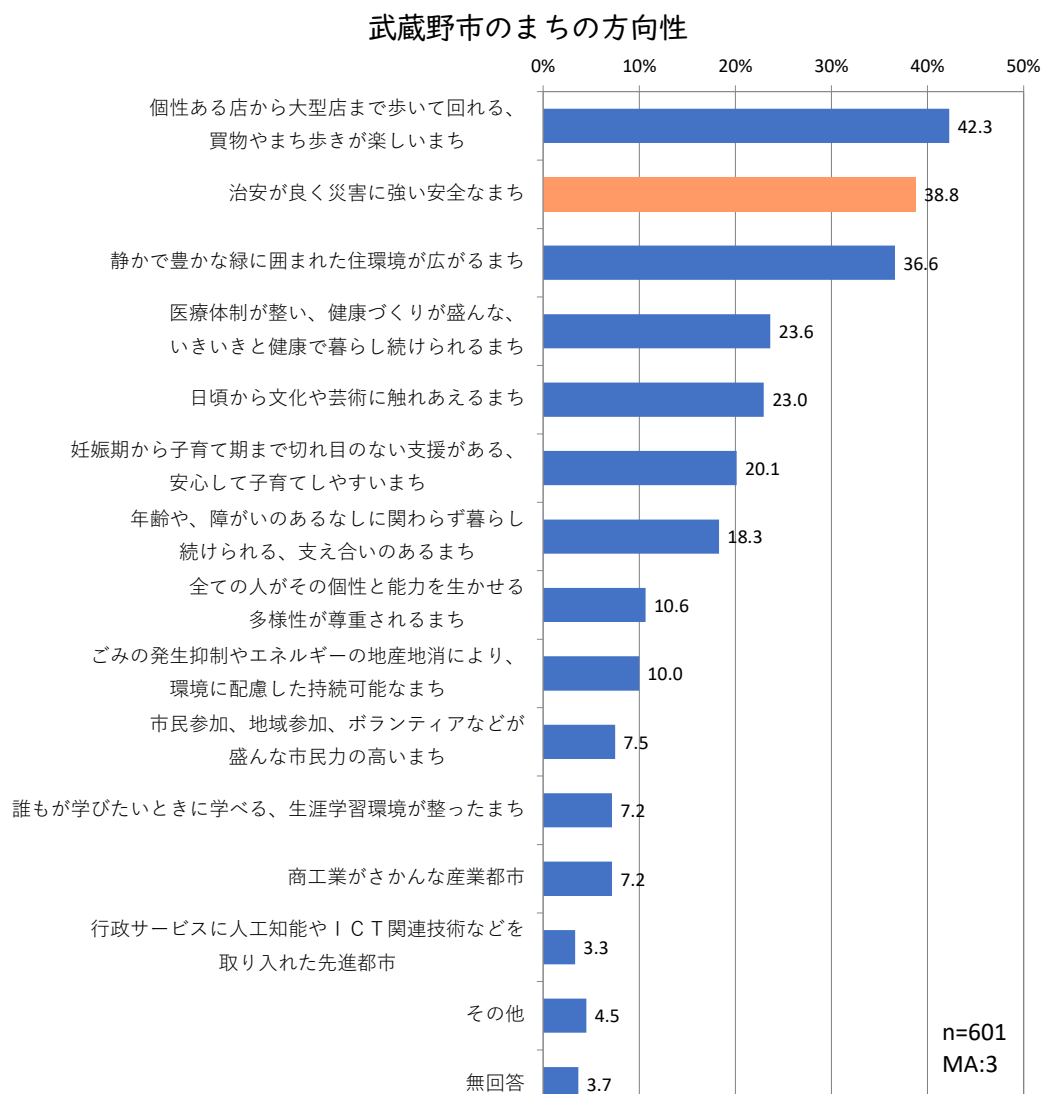
世界情勢や異常気象による自然災害の激甚化、感染症の流行など、昨今の社会において、「安全・安心」が重要なキーワードとなっています。本市においても、事業者アンケート調査結果から事業者が望む武蔵野市のまちの方向性をみると、「治安が良く災害に強い安全なまち」が上位に挙がっており、関心の高さがうかがえます。

事業者は、自然災害や感染症などの緊急事態発生への備えや、事業継続のための対策を行う必要があり、市としてもコロナ禍を通じて得られた知見を、今後の経済危機への備えや事業者支援に活かしていく必要があります。

一方で、若者、子育て世代、高齢者、障害のある方や外国人等の市民や来街者が安全・安心に買い物や食事等ができるハード・ソフト両面からの環境づくりも求められています。

さらに、消費者被害の防止、エシカル消費*などの消費者教育、若年世代が事業や金融等について学ぶ機会の確保も、安全・安心への意識を高める取組みとして期待されます。

事業者と消費者の安全・安心に対する意識・関心の高まりを受け止め、コロナ禍を経て得られた知見を活かした支援策などの検討が求められています。



出典:武蔵野市「武蔵野市事業者アンケート調査結果 令和4(2022)年」

第4章 めざすまちの姿

1 基本理念

第六期長期計画で示された武蔵野市のめざすべき姿の方向性を踏まえて、「武蔵野市産業振興計画」で設定され、「第二期武蔵野市産業振興計画」に引き継がれた基本理念を踏襲し、本計画における基本理念を以下のとおり定めました。

本市は緑豊かな住宅都市であるとともに、商業施設や飲食店が集積し、広域的な集客力を持つ吉祥寺駅を中心とした「吉祥寺地域」を有するほか、総合体育館や市民文化会館をはじめとした文化・スポーツ施設や市役所をはじめとする行政機関、オフィス機能が集積する三鷹駅を中心とした「中央地域」、農地や雑木林が残され自然豊かな住環境と、武蔵野プレイス*が市民活動や市民交流の拠点となっている武蔵境駅を中心とした「武蔵境地域」があり、市民のみならず多くの人々に親しまれるまち、多様な文化を発信するまちとして発展してきました。

この特性を活かしながら、都市や地域の抱える様々な課題に市民と事業者が一体となって取り組んでいくことで、人生100年時代*にふさわしい、誰もが安心して暮らし、働き、楽しむことのできるまちとして、取り巻く環境が時代とともに変化する中で、選ばれ続けるため、本計画の基本理念を次のように定めます。

“まちの魅力”を高め、“豊かな暮らし”を支える 産業の振興

2 武蔵野市の産業振興の方針と目標

前計画の策定時点からの社会・経済情勢等の変化と市内産業や商店会・事業者等が直面する課題や現況等に対応したうえで、本計画に掲げる基本理念を達成するために、以下の5つの方針を設定し、それに紐づく目標を達成するために各施策を展開するものとします。

方針1 武蔵野市の魅力や価値を高める産業振興

文化資源やクリエイティブ産業との連携、観光推進や都市農業の振興などに取り組むことで、まちの魅力を醸成し、活力と賑わいの創出につなげ、市内産業の価値を高めることをこの方針における目標とします。

《設定にあたっての主な関連項目》

社会・経済情勢の変化	P.4「1 新型コロナウイルス感染症の影響」、 P.6「3 情報通信技術をはじめとしたテクノロジーの進展と活用」
武蔵野市の産業の現況と課題	P.11「(1) 個性的で魅力あるまちづくり」

方針2 地域や学生等と連携して創る産業振興

商店会（街）・事業者への支援、子どもや子育て世代、学生等との連携、地域資源を活用した事業づくりなどに取り組むことで、市内産業の魅力や価値を持続可能なものとするための各主体との連携を図ることをこの方針の目標とします。

《設定にあたっての主な関連項目》

社会・経済情勢の変化	P.5「2 少子化による人口減少と高齢者比率の相対的な増加」
武蔵野市の産業の現況と課題	P.13「(2) 様々な連携の創出と促進」

方針3 都市の活力を担う持続可能な産業振興

経営や事業革新への支援、デジタル化・DX*への対応、事業承継支援、環境に配慮した事業活動の推進などに取り組むことで、本市の産業の活力を持続・発展させていくことをこの方針の目標とします。

《設定にあたっての主な関連項目》

社会・経済情勢の変化	P.6「3 情報通信技術をはじめとしたテクノロジーの進展と活用」、 P.7「5 気候変動・環境問題の深刻化」
武蔵野市の産業の現況と課題	P.15「(3) 事業が持続・発展する環境づくり」

方針4 個性を活かし誰もがチャレンジできる産業振興

学びなおし（リスキリング）への支援、ワーク・ライフ・バランス*に配慮した雇用環境づくりへの支援、起業・創業支援、伴走型支援*などに取り組むことで、個性を活かして「働き」「チャレンジし」「活躍できる」環境づくりを行うことをこの方針の目標とします。

《設定にあたっての主な関連項目》

社会・経済情勢の変化	P.7「4 働き方の変化・多様化の進展」
武蔵野市の産業の現況と課題	P.15「(3) 事業が持続・発展する環境づくり」、P.19「(4) 起業・創業・事業承継支援」

方針5 事業者・消費者のための安全・安心な産業振興

まちを訪れた方が安心して過ごせるまちづくり、消費者教育の推進、経済危機に対する備えなどに取り組むことで、事業者や、来街者を含めた消費者にとって安全・安心な環境づくりを行うことをこの方針の目標とします。

《設定にあたっての主な関連項目》

社会・経済情勢の変化	P.7「5 気候変動・環境問題の深刻化」、P.8「6 原油高・物価高騰・賃上げの動向」
武蔵野市の産業の現況と課題	P.21「(5) 安全・安心に対する意識変化と対応策の検討」

3 各主体が一体となって進める方針と施策

(1) 産業振興に向けて ～つながり・推進する～

理念を達成するための方針とそれに関連する各施策は、本市の産業振興に関わるあらゆる主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働しながら進めていくことが重要です。そのため、市は、本計画を推進していくにあたり、各主体とつながりや連携の場を作りながら、まちが一体となって産業の振興を図れるように進めていきます。

(2) 各主体が担う役割

「武蔵野市産業振興条例」では、各主体の責務・役割を定めていることから、それぞれが担う役割等を改めて周知しながら本計画を推進することで、関連する方針・施策をそれぞれの意識の中に「自分事」として捉えられるよう努めていきます。

①事業者

事業者（大型店舗等を含む）は、地域社会の一員として、商店会や商工関係団体の活動にも積極的にに関わり、市民や来街者とともにまちの魅力を高め、市民等の生活を支える商品やサービスを提供することが期待されます。

②産業経済団体（商工関係団体）

商工関係団体は、重要な産業振興の担い手として、市や他の商工関係団体と連携し、事業者支援や産業振興に関わる取組みを行うことが期待されます。

③商店会

商店会は、地域に密着したサービスを提供するとともに、魅力ある商店街づくりに努め、市や商工関係団体と連携しながら地域の活性化を図るとともに、市民や来街者にとっての、地域コミュニティの1つとなることが期待されます。

④市民

市民は消費者であると同時に、地域産業を支えていく新たな担い手としても期待されています。市民は市内産業がよりよい生活環境につながっていることを理解し、市内産業や、市、商店会、事業者等が行う取組みにも関心を持ち、地域の一員として市内産業の活性化に関わることが期待されます。

⑤市

市は産業振興計画を策定し、その内容を積極的に周知・啓発などを行い、事業者、武蔵野商工会議所、市民、商工関係団体などと相互に協力して産業振興を図る体制作りに努め、産業振興施策を推進します。

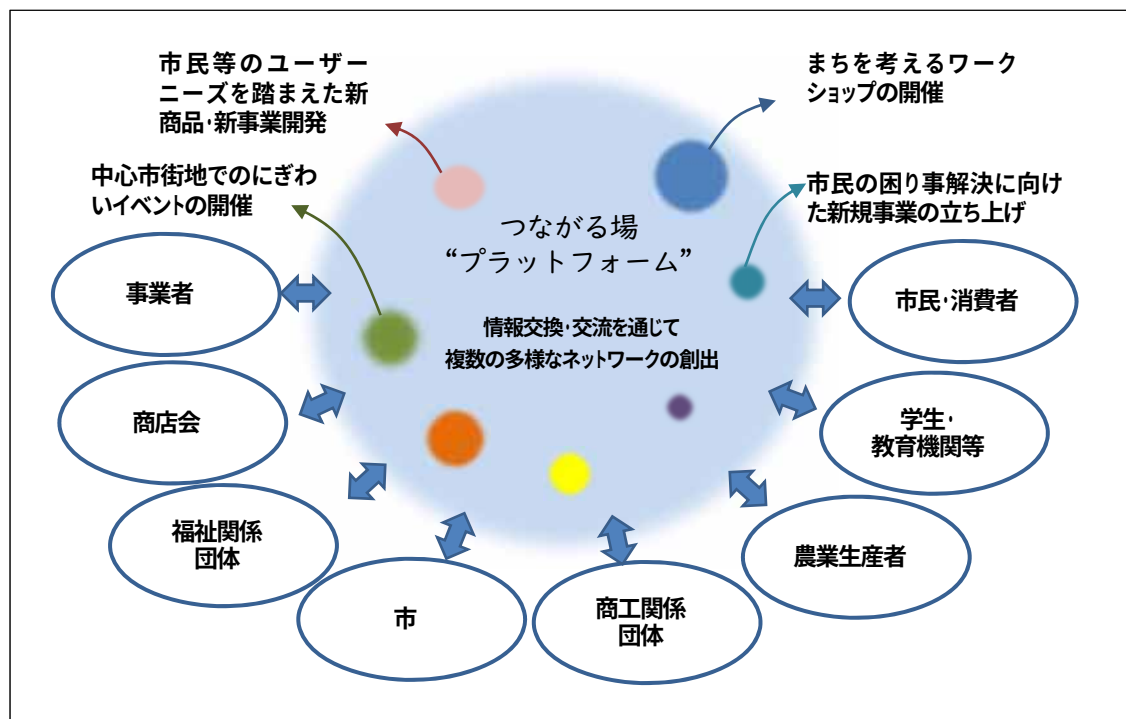
4 つながる場の形成

本計画策定に向けた産業振興審議会及び専門部会では、今後の市内産業の発展や商店会等における担い手の確保等の様々な課題に対応するためには、これまで主体的に取り組んできた事業者・商工関係団体だけではなく、多様な主体が参画できる情報交換・交流の場づくりが第三期武蔵野市産業振興計画の新たな展開として必要であるとされました。加えて、計画策定に伴い市民等の意見を広く聞くために開催したワークショップでは、子育て世代や大学生等の参加者からも、事業者・商工関係団体との意見交換の場や課題を共有して、ともに考える場があるとよいという意見が多く聞かれました。

そこで、市では、事業者が多様な主体と情報交換や交流・連携し、自らの課題解決やイノベーション*にチャレンジするためのプラットフォームの構築を図ります。プラットフォームを通して、事業者や学生等が多様な主体との連携体を構築し、新たな事業や魅力の創造につなげていきます。このほか、つながる場の形成にあたっては、関係部署の連携も積極的に図っていきます。

また、様々な情報や参画者が集まることで、まちの魅力づくりやにぎわいづくり、地域課題の解決に関する事業の立ち上げや実施を推進します。

つながる場“プラットフォーム”のイメージ



5 市民からみためざすまちの姿

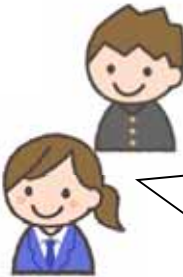
基本理念に基づき、産業振興施策を推進することにより、すべての市民が心身ともに健康で過ごせるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態）なまちの実現を目指します。

そして、すべての市民が、それぞれのライフステージにあわせて楽しむことができるまち、チャレンジができるまち、活躍できるまちを目指します。



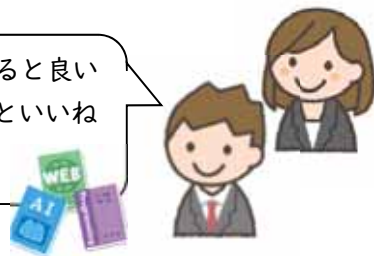
- ・家族とまちで買い物や食事を楽しめるまちがいいな
- ・生活に必要なものが身近で入手でき、商店会やまちの人に見守られて安心して子育てを楽しんでいます
- ・子育てしながら市内で生き活きと働ける環境が整うといいよね

- ・地元の会社や商店会で仕事や商売について知って、体験してみたいな
- ・地域の会社や武蔵野市の産業を学べる場があるといいな
- ・商店会や地域で働く人たちとの関わりを楽しみたい



- ・商店会と学校がもっと交流できる仕組みがあるといいな
- ・学生も市内企業や店舗で仕事が体験できるという経験になるね
- ・商店会等と学生が連携したイベントや事業があれば、参加したい
- ・市内産業について学ぶと新しい発見があり、地域への関心も高まるね
- ・将来は生まれ育ったこのまちで働いてみたいな

- ・副業やキャリア形成について知り、取り組む機会がもっとあるといい
- ・買い物や食事、色々なイベントが市内で楽しめる環境があるといいね
- ・学びなおしてスキルアップができる機会も必要かな



- ・スキルアップを支える仕組みがあるといいな
- ・知識・技術を活かした再就職等の機会づくりも必要
- ・地域で買い物や食事を楽しむファンが増えるといいね



- ・近くで買い物や食事ができる環境があると安心だね
- ・あらゆる世代が武蔵野市らしいまち歩きを楽しめるといいね
- ・地域の農産物の魅力がもっと伝わるといいよね
- ・商店会は地域のコミュニティとして大事にしてほしいな
- ・経験や知識を生かして働き続けられる環境にしてほしいな

第5章 施策体系及び方針と施策

1 施策体系



2 方針と施策

方針1 武蔵野市の魅力や価値を高める産業振興

新型コロナウイルス感染症による影響や、情報通信技術等テクノロジーの進展は、事業の形態・内容の見直しや、新たな事業が創出される契機となりました。また、事業者は、原油高・物価高騰等による事業コストの増加によって、これまで以上に収益の確保や事業価値を高める取組みが必要であることを認識することとなりました。

事業者等による工夫と改善に加えて、市がこれまで取り組んできた、事業者・商店会等と連携した集客力のあるイベント・事業の実施の支援や、各駅周辺の特性・特徴に合わせた、都市基盤分野と連携した各種取組みをあわせて進めることで、本市の魅力や価値を高めていくことを、事業者等とともに目指します。

また、インバウンド*は回復傾向にあり、今後も重視しつつ、市に根付く豊かで多様な文化の魅力も活かしながら、地域密着型の観光推進のあり方も検討していきます。

さらに、本市の特徴でもある魅力と特色ある農業・農地を残し、その魅力を発揮した事業・取組みを展開していきます。

方針1の施策体系

方針1 武蔵野市の魅力や価値を高める産業振興

1 個性豊かなまちの魅力の醸成・発信

2 新たな価値を生み出すまちづくり

3 豊かで多様な市民文化と産業の連携

4 まちの特性を活かした地域密着型観光の推進

5 暮らしを豊かにする都市農業の振興

施策1 個性豊かなまちの魅力の醸成・発信

市外から訪れる方だけでなく、市民や事業者にも魅力を感じられるまちの魅力の醸成・発信を目指します。

武蔵野商工会議所、武蔵野市観光機構、武蔵野市商店会連合会、吉祥寺活性化協議会などの市内商工観光団体が実施している全市的に行う「Musashino ごちそうフェスタ」、「武蔵野市トレジャーハンティング」、「アニメノマンガノムサシノ」、各地区で行う「イルミネーション事業」や「デジタルスタンプラリー」のほか、農業に関するイベント等の事業を支援することで、地域の活性化を促しまちの魅力の醸成を図るとともに、「武蔵野市ふるさと応援寄附^{*}」や「友好都市アンテナショップ麦わら帽子^{*}」の運営等を通じて、市内外に向けた魅力の発信を行います。

また、異業種間の連携促進や、社会実験などを通じて、新たな魅力の創出等、これまでには無かった武蔵野市らしい新たな取組みを生み出すことも検討します。

①魅力的なイベント等への支援

継続

「買い物」、「食」、「農」、「音楽」、「アニメ」等、様々な切り口のイベントがあり、その実施にあたっては、市の広報誌等への掲載による周知・広報協力、必要な届出事務の調整や、都の制度等を活用した事業費補助を行います。



②武蔵野市ふるさと応援寄附^{*}の充実

拡充

寄附額の増加だけでなく、市内の魅力的な店舗や事業を認知してもらうことを目的として、返礼品の開拓を行うほか、ポイント型の返礼品（ふるさと納税払いチョイスPay）を活用し、来街の機会づくりも行います。



③アンテナショップの運営

拡充

9つの国内友好都市と武蔵野市の特産品、野菜などの生鮮品販売や、友好都市の観光情報などの発信を通じて、市民が友好都市の文化、人、モノと交流する機会づくりを行います。



【コラム：武蔵野市ふるさと応援寄附^{*}】

本市では、令和元年10月1日からふるさと納税制度の活用を始めました。国が意図する制度の主旨に加えて、本市ならではのコンセプトを込めて制度を運用するために、独自の呼称を定めました。それが「武蔵野市ふるさと応援寄附」です。

《武蔵野市ふるさと応援寄附の基本コンセプト》

①市の魅力発信、②地域産業振興、③市政の充実と未来への財源確保

施策2 新たな価値を生み出すまちづくり

吉祥寺、三鷹、武蔵境駅の周辺におけるそれぞれの地域特性を生かしながら、魅力・活力の向上をめざすまちづくりに取り組みます。そのために、都市基盤分野の関連計画や関連施策との連携を強化し、商店会や事業者等とめざすまちの姿について情報共有と意見交換等を行ながら商店会や事業者等が行う事業活動やイベント等が、それぞれの地域が持つ特性や魅力を活かして発展することができるよう努めます。

また、まちの公共的な空間を活用した魅力づくりとして、社会実験を通じて道路や公開空地などのオープンスペースの利活用の可能性を探るとともに、商店会等が地域独自のイベント等を自発的・自立的に参画、展開できるよう支援していきます。

それぞれの地域では、商店会が街路灯やアーケードなどの市民生活に寄与する設備等を管理・運用していることから、今後も維持・更新するための支援をしていきます。

また、商店街内及び周辺地域における移動（交通）手法等に関する検討や魅力ある店舗の出店支援などについて、商工関係団体とも協議しつつ研究していきます。

①都市基盤分野の関連計画・施策との連携

都市基盤分野で行う事業と親和性の高い事業において、関連部署も含めた商店会等との意見交換等を通じ、市と商店会等とがそれぞれの事業に対して、双方向的な協力・参画体制を整えていきます。

拡充

三鷹駅北口で実施された社会実験



②商業地域における環境や景観の整備

まちを訪れる方が、安心してまちを歩いて回遊することができるよう、荷捌き車両に関するルールの徹底や路上の違法路上看板を取り締まる活動等を行います。また景観・安全面等から無電柱化*の取り組みも行います。

継続

無電柱化された七井橋通り

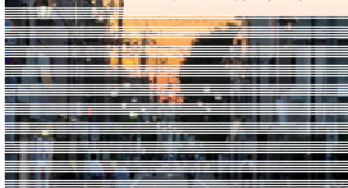


③装飾街路灯等の維持・更新支援

商店会が設置する街路灯のLED化や更新に係る費用を東京都の補助制度を活用しつつ費用面で支援します。

拡充

三谷通り商店街の様子



【コラム：社会実験】

社会実験とは、新たな制度などを導入する前に場所や期間を限定して試行するものです。例えば、地域のにぎわいづくりや、社会に影響を与える新たな施策の導入に先立って、市民参加のもと、行い、評価するものです。

本市における大々的または特徴的な社会実験としては、令和元(2019)年度に三鷹駅周辺の道路を活用し、イベント形式で行った「ENJOY OPEN STREETS 武蔵野」や、令和4(2022)年度、5(2023)年度に吉祥寺パークエリア内の会場（公会堂）で行った「本屋の文化祭」などが挙げられます。こうしたオープンスペースやパブリックスペース等を活用した社会実験を通じて、新たな魅力づくり・施策づくりを行っていくことも、産業の振興につながる要素として注目されています。

施策3 豊かで多様な市民文化と産業の連携

市民の自発的活動によって醸成され、特徴ある商業地の形成に寄与してきた市民文化と産業の連携は、新たな価値や事業の創出も期待されることから、今後も推進します。

市民文化のうち、ジャズやライブハウスなどの音楽や、個性的で魅力ある商品を取り扱う店舗、アニメ制作会社などのクリエイティブ産業の集積など、本市ならではの地域特性を活かした連携のあり方を検討します。

また、文化、芸術、歴史などに触れることができる公共施設等を活用・連携した産業振興についても検討します。

さらに、すでに実施しているクリエイティブ産業と連携した事業展開の充実や新規事業の検討も推進していきます。

①漫画やアニメなどコンテンツの活用・連携

拡充

市とゆかりのある漫画家やアニメ制作会社と連携して、商店街の装飾事業やイベント、キャンペーンの広報などへの活用が行われています。また、市の観光推進事業でもアニメ等のコンテンツを活用した取組みを進めていきます。



サンロード商店街の様子

②文化と産業が連携した事業への支援

継続

音楽、伝統芸能等を活用した歴史ある事業として、武蔵境 JAZZ SESSION や吉祥寺薪能などがあります。文化を楽しむだけではなく、来街者が本市を訪れるきっかけづくりにもなるこうした事業に対して支援をしていきます。



武蔵境 JAZZ SESSION

③クリエイティブ産業と連携した事業展開

拡充

市内には、数多くのクリエイターが活躍し、様々なアニメ制作会社等もあります。今後そうした市の特性を生かした連携事業を商工関係団体と連携して進めていきます。

【コラム：文化と産業】

本市には、市民文化会館、公会堂、芸能劇場、吉祥寺シアター、吉祥寺美術館など、音楽、演劇、芸能など、多彩な芸術に触れることができる公共施設があります。この背景には、まちの中に歴史あるジャズ喫茶やライブハウス、民営のギャラリーなどが存在し、文化に親しむ・親しみたいという市民文化の連綿とした営みが表出した結果と言えます。行政主導ではなく、市民自らが市の文化を歴史的に形成してきたことは論を待ちません。

こうした様々な文化に触れることができるまちの環境は、来街者を呼び込み、まちのブランディングにも好影響を与えています。

近年では、文化的活動を産業に生かす事業展開が、経済産業省や文化庁においても重視されており、その意味でも武蔵野市の文化と産業の連携は今後も期待されます。

施策4 まちの特性を活かした地域密着型観光の推進

新型コロナウイルス感染症の影響によって、一時期激減したインバウンド*需要も回復傾向にありますが、インバウンド*向けの観光推進は継続しつつ、地域密着型観光の視点を含めた今後の観光推進のあり方に見直します。

武蔵野市観光機構が主体的に行う外国人向けの情報発信やガイド養成、ツアー造成などの取組みを尊重しつつ、インバウンド*向けの事業と市民、近隣在住の来街者に向けた事業の効果をさらに高めるために、引き続き本市と武蔵野市観光機構が連携した取組を進めます。

近隣自治体との広域連携や、市にゆかりのあるアニメやマンガ等と連携・活用した既存の観光推進事業を実施するほか、新たな取組も検討します。

また、観光情報のデジタル化を図る一環として、商店会等でのデジタルツールを活用した事業等と連携した取組みの研究や、農業・農産物と連携した事業づくりなどについても検討します。

さらに、今後の観光推進によって新たに生じうる観光関連施設（案内所、宿泊施設等）に関するニーズや課題についても状況把握に努めます。

①インバウンド*を含む来街者の対応

来街者向けの情報誌として、各エリアのマップを配布し、まちの見どころや店舗等を案内する取組を行っています。また、マップは英語版も発行しています。

継続



②観光情報のデジタル化

武蔵野市観光機構では、紙媒体での情報案内だけではなく、ホームページや、事業によっては特設サイトを開設して、観光情報や観光イベント情報を発信しています。また、多言語化も行っています。今後はデジタルマップの活用を進めます。

拡充



観光機構ホームページ／英語版

③新しい観光意識への取組

観光が遠方から訪れる方に向けてのものだけではなく、市民の方や、近隣から訪れる方にとっても本市の魅力を改めて発見し、楽しむ機会となるような回遊性のある事業を取り入れた取組を進めていきます。

新規

【コラム：デザインマンホール事業】

歩道上などに設置されているマンホールに、ご当地キャラクターや、自治体が舞台となったアニメ・漫画のイラストなどを活用してデザインした蓋（ふた）を設置する事業です。本市では、令和5(2023)年度に市内の事業者と連携し、7つのコンテンツを活用した蓋を制作しました。

今後は、観光推進の一環として、デザインマンホールを観光資源として活用したイベント・事業などを実施します。アニメコンテンツのファンのみならず、マンホールカードを収集するコレクターの方などの来街なども期待される事業です。

施策5 暮らしを豊かにする都市農業の振興

市内農家戸数は、残念ながら漸減しており、高齢の従事者も依然として多い状況です。今後も相続等に起因する農地売却等により市内農地面積が減少傾向となることや、適正な肥培管理*や営農継続が困難となることが予想されます。

災害時の避難場所や雨水の涵養等、都市における重要な役割や、都市農地の持つ社会的、文化的価値を市民と共有するとともに、農業者による経営改善や経済的支援に関する働きかけを行うとともに、農地を残し活用していくための農地貸借のマッチング支援や農福連携*事業の検討及び推進に取り組みます。加えて、地元産農産物の付加価値を高める取り組みや新たな援農ボランティア制度*の構築検討等といった、行政が主体的に取り組むことができる支援の方策について引き続き検討します。

①認定農業者等経営改善支援補助事業

生産方式の改善や多角化経営の推進、経営手法改革を行う事業への補助をし、農業経営の改善を支援します。

継続

市内の農業生産者



②未来に残す東京の農地プロジェクト

都市農地保全を積極的に推進するために、農業用井戸やフェンス、生垣、簡易直売所などのハード整備等を東京都の補助制度を活用して取り組みます。

継続

収穫体験イベント



③農福連携*事業

福祉施設等と連携して、障害のある方等が農業に携わり社会参画や就労の場を生み出す取り組みを進めます。

拡充

④都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借の活用

都市農地貸借法が制定され、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借を行うことができる仕組みがあり、必要に応じて活用の支援を行っていきます。

継続

農産物品評会



【コラム：本市における都市農業】

本市のように、都市部の住宅街に存在する農地での農業は、作業による土ぼこりの巻き上げや農薬の使用等が周辺の住環境に影響を与えないよう、想像以上に気配りをしながら運営されていますが、実はあまり知られていないことかもしれません。

農地は、作物を作る場というだけではなく、災害時には市民の一時的な退避場所になる防災協定農地となっており、市民生活の安全安心を守る役割もあります。

季節ごとに栽培されている様々な野菜・果実は、各農家の直売所やJA 東京むさし等で購入ができるほか、市立学校の給食などに使われています。市内で収穫したばかりの農産物の鮮度・ポテンシャルの高さは、市内の飲食事業者からも一目置かれています。親子を対象とした収穫体験なども実施しています。

方針2 地域や学生等と連携して創る産業振興

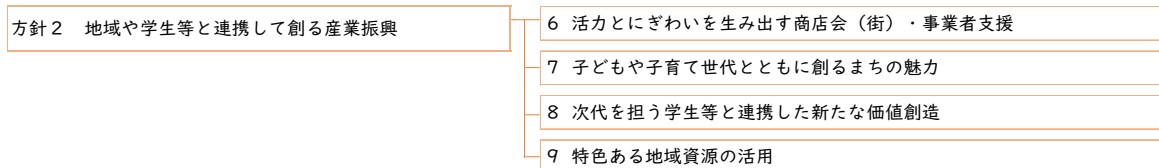
少子高齢化による人材不足や担い手不足は、本市における商店会活動や市内産業にも影響を及ぼしています。持続可能な商店会活動や事業活動を実現するためには、これまでには見られなかった様々な主体との連携が必要です。

特に近年は、商店会の存続が厳しい状況も見られることから、商店会等への伴走型支援*を実施していきます。

また、若い世代の視点を取り入れた、新たな活力を生み出す取組みも求められていることから、今後は、地域で学び、生活する中高生世代や市内及び近隣大学・学校に通う学生等との連携も進めていきます。

連携を創出するための取組みとして、子どもや子育て世代等を意識した居場所づくりなども検討し、新しいまちの魅力や強みを地域と学生などの若者、子どもや子育て世代等と連携して創出することをめざしていきます。

方針2の施策体系



施策6 活力とにぎわいを生み出す商店会（街）・事業者支援

市内の個性あふれる個店等が生み出す、まちの多様性や地域の魅力が支える活力とにぎわいを持続するため、商店会が実施する、地域ごとに特色を持った独自の事業やイベント等への支援を行っていきます。加えて、その運営を持続可能とする課題解決に向けた令和5(2023)年度から中央地区で開始した地区サポート事業等の伴走型支援*を他地区でも展開できるように検討します。

また、商店会は街路灯や防犯カメラの維持管理などを通じて商店街周辺の良い環境づくりに寄与しているほか、事業者を中心とした地域におけるコミュニティの役割を担っています。その役割を活かし、商店会区域内に様々な世代の居場所を提供する仕組みづくりを検討するほか、高齢者や障害のある方など支援が必要な方へ向けて商店会等が行うことができる買い物支援のあり方についても研究していきます。これらの商店会活動を全市的に支える武蔵野市商店会連合会への支援や協働した取り組みも行います。

このほか、個人事業主や中小企業とその従業員を支える武蔵野市勤労者互助会*に対する支援を続けていきます。

①商店会のイベント等への継続的な支援

継続

各商店会が行うイベントや地域のお祭り等に対して、都の制度である「商店街チャレンジ戦略支援事業」や市独自の制度である「商店会組織力強化のための企画提案型事業」や「商店街イベント助成」を活用し、支援します。

中道通り商店街でのキャンドルナイトの様子



②路線商業活性化総合支援事業

拡充

駅周辺から離れた地域にある商店会や各地区の連合組織が持つ地域独自の課題に対応した支援の充実を図ります。

③商店会活性出店支援金

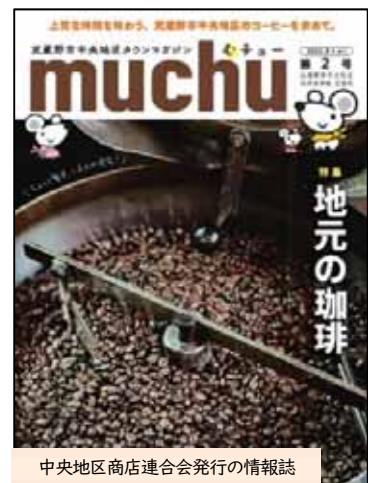
拡充

コロナ禍の経済支援策として始めた制度を、平時の制度に再構築し、商店会加入店舗の増加と市内出店者の増加を図り、まちのにぎわいにつなげます。

④居場所づくりと買い物支援の検討

新規

商店街区内に近隣住民や来街者が立ち寄れる居場所づくりや商店会が行う買い物支援について検討を進めます。



中央地区商店連合会発行の情報誌

【コラム：商店街の街路灯】

商店街を歩いていると、沿道の街路灯にいくつかの種類があることに気づきます。実は、街路灯には、市が設置したものと、商店会が設置したものがあります。商店会が設置する街路灯は、商店会によって様々なデザインのものがあります。

その管理や電気料金の支払いは、市や東京都から補助金が出ていることもありますが、一義的には商店会が自主的に行っています。

主に商店街でお店を営む事業者のために商店会が設置していますが、通勤・通学、周辺で生活する人が利用しやすい歩行環境を提供しています。

施策7 子どもや子育て世代とともに創るまちの魅力

本市は子育て世代が多く居住しており、産業振興施策においても子どもや子育て世代を意識した事業展開が必要となっています。

子どもや子育て世帯のニーズを捉える取組みの検討や、そのニーズからまちの魅力やにぎわいを生み出す仕組みをともに創っていきます。

また、ベビーカーの貸出しサービス事業など、市として子育て世帯が子どもとともにまちを訪れやすい事業展開を引き続き推進していくほか、バリアフリー化も進め、ベビーカーや子ども連れでも居心地がよく、回遊しやすくなるような歩行者中心のウォークアブルなまちづくりを進めていきます。

令和5(2023)年度に武蔵野市子どもの権利条例が施行され、市内の事業者も子どもの権利を尊重する主体として位置づけられたことから、事業者にとって必要な視点などに関する周知や、子どもの意見を産業振興施策に取り入れる工夫も検討していきます。

①ニーズ把握の取組み

新規

商店会や事業者等と子どもや子育て世代が情報交換等を行うことができる場づくりを行い、事業活動の充実に向けたニーズ把握に取り組めます。



ベビーカー貸出しサービス事業の様子

②子ども・子育て世帯のための事業・環境整備

継続

子ども・子育て世帯がまちで訪れる際に利用できる設備・サービスに関する周知や、安心してまちで過ごすための環境整備を行います。



子どもの権利条例リーフレット

③子どもを育み、子どもの権利を尊重する事業者の取組み支援

新規

商店会関係等と子どもが触れ合うことができる機会創出を目指し、その結果として子どもの意見を取り入れた事業やイベントを行う商店会・事業者を支援します。

【コラム：武蔵野市子どもの権利条例】

武蔵野市では、現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的として、武蔵野市子どもの権利条例を制定し、令和5(2023)年4月1日から施行しています。

その中に、「事業者は、事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境をつくるよう努めます。」という記述があり、まち全体で子どもにやさしいまちづくりに取り組むことが大切です。

施策8 次代を担う学生等と連携した新たな価値創造

まちや市内産業をさらに魅力あるものにし、また持続可能性を高めるためには若者世代の参画、活躍は欠かせません。本市が行う様々なプログラムで活躍している中高生世代や、市内や周辺地域にある大学をはじめ各種学校の学生等との連携を積極的に進めることを検討していきます。

また、学生と商店会・事業者をマッチングすることで、学生には社会での経験・体験ができる場を「まちなかキャンパス」として提供するとともに、事業者にとっては若者世代から時代の変化に則したニーズを吸い上げ、変化等に対応した事業運営が可能となるよう、いずれの当事者にとってもメリットを感じられる仕組みの構築を進めていきます。

さらには、若者世代がまちで働くこと、起業・創業することにも魅力が感じられる仕組みづくりを検討し、新たな魅力と持続可能性をあわせ持つ市内産業づくりに取り組んでいます。

① 市内プロジェクトとの連携

新規

産業振興施策として、新たに学生等へのアプローチを開始する前段階として、他の部門に関わる学生等との意見交換や事業協力の調整等を行います。

環境の学校の様子



② ニーズ把握の取組み（再掲）

新規

商店会や事業者等と学生が情報交換等を行うことができる場づくりを行い、事業活動の充実に向けたニーズ把握に取り組めます。

産業振興計画市民等ワークショップの様子



③ 学生等との連携

新規

市内及び周辺地域の学生等のニーズと、商店会や事業者が抱えるニーズをともに満たすことができる事業づくりや協働した取組みの検討を進めていきます。

Teens ムサカツの様子



【コラム：市内プロジェクトで活躍する中高生世代】

本市では、様々な分野の事業に中高生世代が関わっています。

例えば、子どもに関わる施策について語り合いつながる場である「Teens ムサカツ」、環境啓発のPR等を検討する「環境の学校 youth プロジェクト」、むさしのジャンボリーの運営などに関わる「中高生リーダー」などがあります。このほか、様々な計画や事業などでも多くの方がワークショップなどに参画・活躍しています。

施策9 特色ある地域資源の活用

様々なスポーツ活動や、指定文化財など、これまで本市における産業との関連があまり見られなかった地域資源の積極的な活用を検討します。

また、市内の認定創業支援施設*等も地域資源と捉え、施設間の連携などによる相乗効果をめざした取組みも検討します。

国が進める地域資源を活用したローカルスタートアップ支援の取組みに関して、本市ならではの施策展開を検討します。

このほか、優れた技能を持つ方や市の産業振興に寄与された方を表彰する制度を実施しており、こうした人材について、広く周知を行うとともに、そうした事業者同士のつながりや技能等を有する人材とのマッチングを希望する方が関係性を構築できる場についても研究していきます。

① スポーツ活動・文化財等との連携検討

新規

市内のスポーツチームやスポーツイベント等に事業者が参画すること、または事業活動とスポーツ等が連携する取組みを検討します。

陸上競技場でのパブリックビューイング



② 認定創業支援施設*等との連携

拡充

施設間での意見や情報の交換を通して、新たな事業づくりや利用者の支援充実を目指します。

旧赤星鉄馬邸の見学イベント



③ ローカルスタートアップ支援の検討

新規

これまで行ってきた創業支援事業と関連付けながら、本市におけるローカルスタートアップ支援を構築します。

④ 技能功労者等表彰

継続

優れた技術を称える表彰式の実施と合わせ、その技術や職業の魅力を広く周知する取組みも行います。

技能功労・産業功労者表彰式



⑤ 農地を活用した事業展開

継続

収穫体験等の市内農業に触れる機会づくりを進めます。

【コラム：ローカルスタートアップ】

スタートアップとは、一般的に起業や新規事業を立ち上げることを意味する言葉ですが、そうした企業の中でも特に革新的な技術・アイデアなどにより急成長する企業を示すものとして使われています。

そして、ローカルスタートアップとは、そうしたスタートアップ企業のうち地域の資源を活用した事業展開や、地域の課題を解決するための事業展開を行うものを指し、この地域発の取組みを支援する制度が総務省を中心に展開されています。

方針3 都市の活力を担う持続可能な産業振興

本市におけるまちの活力は、個性的で魅力ある事業者の事業活動等によって支えられています。それを持続、発展させていくためには、人材不足等の課題への対応や、事業革新、デジタル化の取組みを、個々の商店会・事業者等が積極的に実施していくことが必要です。

そのため、市では、財務・人材等の様々な課題に対応した支援を関係機関と連携しながら進めていくほか、デジタル化・DX*などに取り組む事業者へのサポートを実施していきます。さらに、次世代に活力を引き継ぐための事業者マッチングや事業承継など、未来につながる取組みも新たに実施します。

また、事業活動と密接に関連している環境問題等への対応も、持続可能なまちであるために必要な要素であることから、市と事業者が協力して取り組んでいきます。

方針3の施策体系

方針3 都市の活力を担う持続可能な産業振興

10 経営基盤の安定化と事業革新の推進

11 時流や変化を捉えたデジタル化・DXの推進

12 事業者連携の新たな場づくり

13 未来につなげる事業承継支援

14 環境に配慮した事業活動の推進

施策10 経営基盤の安定化と事業革新の推進

持続可能な産業振興を図るためには、経営・事業基盤の安定化が重要です。武蔵野商工会議所等と連携し、各種講座、相談事業等の紹介・あっ旋を行います。

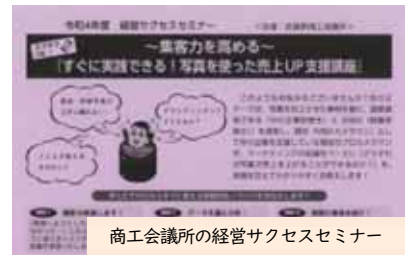
また、事業革新等を資金面で支えるために、市制度融資の活用や、国・都の融資制度、補助金に関する周知等についても取り組んでいきます。さらに、人材不足を課題と捉える事業者も多いことから、人材確保や人材育成に取り組む事業者支援についても関係機関と連携して推進していきます。

また、新たな側面として、市内・国内のみならず、海外における事業展開に関して支援が必要な事業者に対し、その周知・啓発に取り組んでいきます。

①各種講座、相談事業の紹介・あっ旋

武蔵野商工会議所等が行う経営に関するセミナーの広報協力や関係機関等が開催する各種講座や相談事業の情報収集と整理を行い、適切な案内につなげていきます。

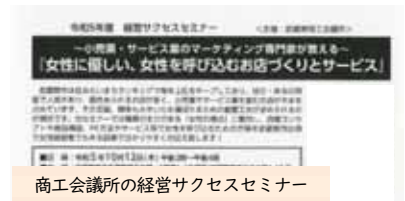
継続



②市融資あっ旋制度の運用

日々の事業運営が安定するよう、または設備更新等で一時的に資金が必要な場合に金融機関等と連携した融資あっ旋を行います。合わせて利子補給や信用保証料に対する補助も継続します。

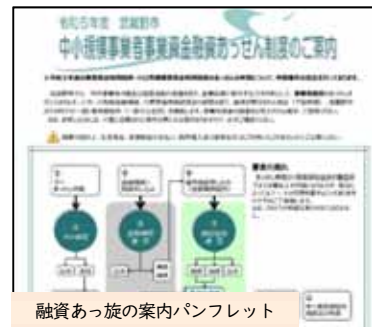
継続



③人材育成や新たな事業展開等のための情報提供

事業者の経営や内部管理等に関する様々な課題解決やニーズへの対応につながる各種情報を各事業者に届けるための工夫に努めます。

拡充



【コラム：市が行う融資あっ旋制度】

市内に本社がある、または代表者が市民である中小企業・個人事業主は、市の融資あっ旋を受けることができます。市が直接、事業者に資金貸付を行うのではなく、連携する金融機関にあっ旋を行うものです。

融資あっ旋を受けるためには、一定の条件はありますが、最大のメリットとしては、他の融資制度に比べて利率が低いこと、加えて市が利子の一部を補助する点にあります。

また、信用保証協会に支払う保証料も一部または全額補助する仕組みとなっています。事業運営や設備投資に必要な資金調達を検討する際には、市の融資あっせん制度も選択肢の一つとして、商工会議所や金融機関と相談することが大切です。

施策11 時流や変化を捉えたデジタル化・DXの推進

国や東京都が行う中小企業等向けのデジタル化・DX*の取組みの周知や、国が紹介する好事例の共有などの情報提供を強化していくほか、国や東京都の制度を活用した商店会や事業者等における事業展開を支援していきます。

デジタル化・DX*への課題として挙げられている人材不足に対応するための支援のあり方について研究を進めていきます。加えてデジタル化等の推進にあたっては情報セキュリティの確保も重要であることから、関連する講座・セミナー等を活用していきます。

キャッシュレス化への対応については、事業者のニーズを把握するとともに、その支援手法について、キャッシュレス決済サービス提供事業者のノウハウも活用しつつ、検討していきます。

また、現在吉祥寺駅周辺で展開しているフリーWi-Fi事業については、武蔵野市開発公社とともにその効果や今後の展開について検討していきます。

新規

①国が行う産業界のDX*推進施策等の周知

事業者の経営等に資するDX*の取組み事例や国が行うDX*推進のための支援や制度に関する情報を収集し、事業者等に伝える仕組みづくりを進めます。

新規

②キャッシュレス化対応の検討

商店会や事業者等の意見を尊重しつつ、キャッシュレス決済に関する導入支援のあり方や、決済サービス事業との橋渡しや調整のあり方を検討します。

継続

③フリーWi-Fi事業の評価と検討

吉祥寺駅周辺で行っているフリーWi-Fi事業の使用状況や課題を共有するとともに、フリーWi-Fi事業のトレンドや効果を踏まえて今後の事業のあり方について検討します。



【コラム：国がめざす産業におけるDX* (デジタルトランスフォーメーション)】

経済産業省によると、DX*は「顧客視点で新たな価値を創出していくために、ビジネスモデルや企業文化の変革に取り組むこと」であり、実現するためには、経営者が自社の理念や存在意義を明確にしたうえで、実現したい未来（5年、10年後にどんな会社にしたいか）をしっかりと描き、戦略的に取り組むものであるとされています。

DX*によって「何か新たな取組みができないか？」という抽象的な発想になりがちですが、まずはどんな価値を創造するかを検討する必要があると言われています。

施策12 事業者連携の新たな場づくり

産業の振興と市内事業者の事業活動の充実を目指し、さらなるまちの魅力・価値を生み出すために、事業者連携とマッチングの推進に取り組みます。

市内の事業者同士の連携を促進し、新しい商品や事業を開発するきっかけを作ることを目的として、CO+LAB MUSASHINO（コラボむさしの）*事業を実施し、様々な業種間で連携を図れるよう、本格実施に向けた事業設計を進めていきます。

また、事業を通して得られた事業者や市民等のニーズに基づく、さらなるマッチング支援のあり方を検討していくことで、市内における事業展開をチャンスと捉え、積極的な事業活動を促すきっかけづくりと意欲創出を図り、市内産業の活性化を目指します。

①CO+LAB MUSASHINO（コラボむさしの）*

これまでの事業のあり方を評価するとともに、既存概念にとらわれず新たに様々な業種同士をつなげる仕組みづくりを構築します。また、連携した成果物などに関する広報の充実を目指します。

拡充



②マッチング支援のあり方検討

子ども・子育て世代や学生等へのニーズ把握と合わせて、商店会や事業者が求めるマッチング支援についても把握に努め、行政としてできる支援のあり方を検討します。

新規

事業者をつなぐ交流会・見学会の様子



【コラム：CO+LAB MUSASHINO（コラボむさしの）*】

CO+LAB MUSASHINO*は、市内事業者同士の連携を創出・促進し、新しい商品や事業を開発するきっかけを作るためのプラットフォームとして、令和4年度から試行事業として始まりました。

コラボにはコラボレーションの意味はもとより、名前のCOにはCompany（会社・企業）とCo（共同の・共通の・相互）の意味が、LABにはLaboratory（実験室）でのチャレンジやワクワクする気持ちが表現されています。

令和4(2022)年度、5(2023)年度は「食と農のおいしい出会い」をテーマに、市内飲食店と市内農産物のコラボ商品開発に取り組みしました。

施策13 未来につなげる事業承継支援

事業承継は、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化に伴い、今後、まちの課題となることが予想されるため、現在実施している「むさしの創業・事業承継サポートネット*」での支援を継続していきます。そのうえで、市内の優れた事業者、魅力ある店舗がこれからも存続していくよう、関係機関とも連携しつつ、時間をかけて、本市らしい事業承継支援を展開できるよう努めていきます。

また、本計画の他施策で行う「場」「仕組み」づくりや学生等との連携による取組みが事業承継への興味関心を抱く足掛かりとなるよう、他施策と関連付けて進めていきます。

そのほか、市で行う相談窓口の充実や、金融機関や専門機関との連携を進め、支援体制を強化していくことを目指します。

①むさしの創業・事業承継サポートネット*

サポートネットを共同で運営する金融機関等と定期的に情報交換を行い、事業承継に関する課題の把握と、適切な関係機関と連携した市内事業者支援を行います。

拡充



②相談窓口の充実

専門的な相談にも対応ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、相談窓口の認知度向上に取り組みます。

拡充



③ニーズ把握の取組み（再掲）

他施策で行うニーズ把握の取組みを通じて事業者等と市民とが市内産業や事業活動の活性化に携わるきっかけになる場づくりを行います。

新規

【コラム：むさしの創業・事業承継サポートネット*】

平成26(2014)年6月に国の「創業支援等事業計画」の認定を受けて、創業支援等を行う事業者と連携し、「むさしの創業サポートネット」を立ち上げました。令和3(2021)年10月から「むさしの創業・事業承継サポートネット*」に名称を新たにすることで、出店支援や事業承継支援についても取り組み、武蔵野市で創業する方、事業を引き継ぎたい方へ情報提供を行い、応援しています。

施策14 環境に配慮した事業活動の推進

環境に配慮した事業活動は、環境問題に対応するだけではなく、消費者に取引先として選ばれる事業者となるためにも必要な要素であることを周知・啓発し、環境に配慮した事業活動が広まるよう取り組んでいきます。

また、環境に配慮した事業活動によるメリットへの認識が浸透するように国や東京都の取組みや補助制度等についても周知していきます。

本市では、令和2(2020)年に環境啓発施設「むさしのエコreゾート^リ*」を開設し、事業者と協力した事業展開などを進めていることから、環境分野と産業分野の連携を強化し、環境に配慮した特徴ある事業者の取組みを市民等に知ってもらう機会を創出していくことも推進していきます。さらに、本市が行う環境関連イベント等に事業者をマッチングする取組みも検討していきます。

①環境に配慮した事業活動に向けた周知

環境啓発の情報として周知されてきた情報を事業者向けにも展開することを目指していきます。

拡充

SDGs 17の目標



②環境に配慮した取組み事例の紹介

国や都が公表する取組み事例や、市内事業者の特徴的な取組みなどを紹介する仕組みづくりを行うことで、環境への配慮行動が市内産業でも広がることを目指します。

新規

環境フェスタの様子



③環境関連イベントとの連携

市内事業者が環境関連イベントに出展・協力できる機会づくりや出展するための連絡・調整などを実施します。

拡充



むさしのエコreゾート

【コラム：消費者に選ばれるポイントの変容】

消費者が商品の購入やサービスを選択する際、従来のように値段や品質だけではなく、企業や店舗におけるSDGs等の社会的課題の解決を考慮した取組を重視するなど、エシカル消費^{*}の傾向が高まっています。

経済産業省ではCFP（カーボンフットプリント＝製造過程で温室効果ガスの排出量を換算し、表示する仕組み）などの、環境に配慮した製品を消費者が選択する社会を創出する仕組みが推進されています。

今後の事業活動を持続可能なものとするためにも、環境への配慮等は、企業・店舗等にとって非常に重要なものです。本市では地球温暖化対策に取り組む市内事業者を「2050ゼロパートナー」に認定する制度を令和4(2022)年度から開始しています。

方針4 個性を活かし誰もがチャレンジできる産業振興

コロナ禍における通勤制限や在宅勤務などによって、多様な働き方はめざましく社会に浸透しました。多様な働き方はライフスタイルにも影響を与え、事業者は、雇用環境の整備と消費者ニーズの変容への対応が必要となりました。

社会情勢による労働の変化としては、キャリアアップや自己実現のために個性を磨く機会が尊重される風土の醸成が挙げられます。個性を活かして働き、活躍することのできるまちづくりを、市と事業者等が情報共有しながら進めていきます。

若者、子育て世代、高齢者、障害のある方、外国人等や就労に何らかの困難を抱える人など誰もが、就業の機会が得られ、必要なサポートを受けながら働き続けることができる環境づくりを検討します。

また、本市における創業支援のニーズは、相談件数の増加にみられるとおり高まっていることから、起業・創業前のみならず創業後の成長までワンストップで支援することをめざしていきます。

さらに、子ども期からのアントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成について研究し、若者世代が多様なキャリアを選択できるまちをめざします。

方針4の施策体系

方針4 個性を活かし誰もがチャレンジできる産業振興

15 個性を磨く学びなおし・チャレンジする風土の醸成

16 誰もが働き・活躍できる環境づくり

17 夢と思いを実現する起業・創業への支援

施策15 個性を磨く学びなおし・チャレンジする風土の醸成

多様化する市民の学びのニーズに対応するため、武蔵野地域五大学*等をはじめとする多くの活動主体による環境を活用し、学びはじめの機会と学びを深める機会の提供を図っていきます。定年後の方をはじめ、子育てや介護をしている方などが、新しいスキルを身に付けたり、スキルを磨いてキャリアアップに挑戦することを応援するため、学びなおしの支援についての情報提供を推進していきます。

人材不足に対応する側面からも、副業や複業等を取り入れた雇用環境づくりの支援について、チャレンジする風土醸成の一環として取り組みます。

また、働く方に対して、新しいスキルや、現在の職場に必要なスキルの獲得（リスキリング）を取り入れる事業者への支援についても検討します。

①学びの機会提供

世代に関わらず、働き、チャレンジするために必要な学びの場を庁内における各部署と連携して、情報提供を図っていきます。また、事業者等から求められる学びのニーズに関して、関係組織と共有を図ります。

継続



武蔵野地域五大学と連携した講演会の様子

②学びなおし支援の検討

市内事業者における取組み内容の把握と、それに対する支援方法や、学びなおしを希望する方に行政として継続的にできる支援内容を検討します。

新規



教育委員会が発行する生涯学習事業の案内冊子

③雇用環境づくりの支援

これまで行ってきた雇用環境づくりに関する情報提供等に加えて、人材確保を行うためのノウハウや人材不足に対応するために必要な情報を提供することで、事業者の雇用環境づくりを支援します。

拡充

【コラム：学びなおしとリスキリング】

「学びなおし」と「リスキリング」は混同され、同等の意味として使用されることがありますが、経済産業省によると、「リスキリング」は、「新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること」とされています。

「リスキリング」は、雇用主が被雇用者に「スキルを獲得させる」ことを想定している一方で、「学びなおし」はあくまで学ぶ主体それぞれが各自で行うものであり、学校教育課程を終えた社会人等が、改めて学ぶ事柄全般を対象とするもの、として示されることが多い言葉となっています。

施策16 誰もが働き・活躍できる環境づくり

多様な個性と強みを持つ人材が市内産業等に関わり活躍することは、それぞれの事業者の強みにもつながるため、若者、子育て世代、高齢者、障害のある方や外国人等、だれもが働きやすい職場環境について、関連計画でもある第五次男女平等推進計画や多文化共生*推進プラン等と連動して推進していきます。また、年齢を重ねても、経験や知識を生かしながらいつまでも活躍できる職場環境づくりが広がるような支援のあり方を検討します。

就労にあたって困難を抱える方の支援のあり方については、健康福祉関連施策とも連携して進め、支援を必要とする人が、サポートを受けながら働くことができる環境づくりに取り組むほか、ソーシャルファームなどの新しい仕組みにも注目していきます。

また、雇用主に対しても、多様な働き方を認め合い、ワーク・ライフ・バランス*の理解が促進されるようハローワーク等と連携し、必要な情報発信を行っていくとともに、優れた取組みを行う事業者の周知方法について検討します。

①就労に課題を抱える方への支援

新規

就労にあたっての困難解消や必要に応じて就職活動の支援を行うことを検討します。また就職後の継続的なサポートのあり方も研究し、ソーシャルファームにおける支援体制のような仕組みについても検討します。

②ハローワーク等との連携セミナー

拡充

ハローワーク三鷹やしごとセンター多摩等の関係機関と連携し、就職を希望する市民が、就職にあたって必要な知識やノウハウを得られる講座を行います。

③ワーク・ライフ・バランス*への理解促進と事例紹介の検討

新規

窓口等で行っている関係機関等の情報をより効果的に届ける仕組みについて検討します。また、市内事業者等の優れた取組み事例を市の広報媒体を活用して事業者間で共有する取組みも検討します。



ハローワーク等と連携して行うセミナー

【コラム：ソーシャルファーム】

ソーシャルファームとは、働くことに様々な困難を抱える方が、必要な支援（サポート）を受けて、他の従業員等とともに働くことができる会社のことを指します。この「会社」とは、一般的な会社と同様に、自律的な経営を行う会社のことを指します。

東京都では、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」に基づいて、認証制度を設けるなど、その創設と推進に取り組んでいます。

施策17 夢と意思を実現する起業・創業への支援

起業・創業する方を応援し、「むさしの創業・事業承継サポートネット*」を通じて、創業前から創業後の成長までワンストップで支援します。また、市内の認定創業支援施設*やシェアキッチン施設等を活用した事業展開や、施設間の連携による施設利用者への新たな支援のあり方の検討なども進めていきます。

それぞれのライフステージや個性に合わせた支援や、多様な働き方・セカンドキャリアに合わせた副業・複業を推進し、子どもから大人までを対象としたアントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成について研究します。

①むさしの創業・事業承継サポートネット*（再掲）

拡充

サポートネットを共同で運営する金融機関等と定期的に情報交換を行い、事業承継に関する課題の把握と、適切な関係機関と連携した市内事業者支援を行います。



MIDOLINO_

②認定創業支援施設*等との連携（再掲）

拡充

施設間での意見や情報の交換を通して、新たな事業づくりや利用者の支援充実を目指します。



スタートアップカフェ武蔵境

③アントレプレナーシップの醸成

新規

既存事業として行っている学びの場・機会を活用した取り組みや、教育委員会や外部の関係機関と連携した事業づくりを研究します。

【コラム：アントレプレナーシップ（起業家精神）】

社会の変革やイノベーションの必要性に注目が集まる中、その必要性が高まっているのが、「アントレプレナーシップ（起業家精神）」です。

「アントレプレナーシップ」は、起業家を育てていくためだけに取り組むものではなく、社会変化を受容し、新たな価値を生み出していくのに必要な能力です。文部科学省では、これまでにない価値や市場を作っていくためのスタートアップ企業を増やすことや、イノベーションを起こすことができる人材を育成することなどを目的として、アントレプレナーシップ教育を進めるとされています。

方針5 事業者・消費者のための安全・安心な産業振興

世界情勢の影響や感染症の流行などにも起因して、事業者や市民は、まちの「安全・安心」を求める傾向が高まっています。

若者、子育て世代、高齢者、障害のある方や外国人等の市民や来街者の誰もが安心してまちを訪れることができ、買い物などができるまちであり続けるために、ハード、ソフト両面からのまちづくりを推進していきます。

また、昨今、多様化・複雑化している消費者被害の防止や、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動（エシカル消費*）等への関心の高まりに対応した、消費者教育の推進に努めるとともに、消費者の学びを促します。

働き手や来街者にとっても安全・安心に利用できる施設（休憩場所、トイレ、授乳施設）など、既存施設の連携、活用も検討します。

今後起こりうる様々な危機に備えるため、コロナ禍の経済対策を実施してきた経験・知見を活かして、状況に応じた対策を検討します。

方針5の施策体系

方針5 事業者・消費者のための安全・安心な産業振興

18 安全・安心に過ごせるまちの推進

19 消費生活の向上と学びの推進

20 経済危機に対する事業継続への備え

施策18 安全・安心に過ごせるまちの推進

若者、子育て世代、高齢者、障害のある方や外国人等の市民や来街者が、安全で、安心して買い物できるまちをこれからも維持するために、歩きやすい歩行空間等を整備していくとともに、自然災害に備えた帰宅困難者対策訓練等を定期的に行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

まちを訪れ、過ごす方の体感治安向上のため、防犯活動を行う商店会等に対する街頭防犯カメラの設置や管理の支援を継続していきます。

また、市民安全パトロール隊やホワイトイーグル、吉祥寺ミッドナイトパトロール隊による防犯パトロールの実施や、ブルーキャップによる吉祥寺駅周辺の客引き行為等に対する指導等を行うなど、警察や商店会等関係機関、団体とも連携し、市民や来街者にとって安全・安心な環境を目指します。

①災害に備えた訓練の実施

災害が発生した際に、適切な避難誘導や情報提供が可能となるよう、防災関係団体や商工関係団体と連携した訓練を行っていきます。

継続

帰宅困難者対策訓練



②街頭防犯カメラの設置・管理支援

商店会が訪れる方やお店を営む方の安全・安心に資する取組みとして行う街頭防犯カメラの設置・管理について、補助制度を活用して支援していきます。

継続

ブルーキャップ



③パトロールの実施

市民や来街者の方が安心して、まちを訪れ、滞在できるようにパトロールによる見回りや客引き行為等の禁止行為に対する指導等を行っていきます。

継続

【コラム：吉祥寺ルール】

吉祥寺駅は通勤・通学で多くの方が使う乗降客数が市内で最も多い駅です。それだけに、震災等が発生した際には、多くの駅前滞留者・帰宅困難者の発生が見込まれます。その混乱を防止するために、地元事業者、公共交通機関、行政等から構成される協議会が、吉祥寺ルールを策定しています。

- 1 一斉帰宅の抑制
- 2 待機に必要な3日分の備蓄
- 3 来街者などの保護
- 4 官民連携による正確な情報提供
- 5 まちぐるみで帰宅困難者用一時滞在施設の確保

施策19 消費生活の向上と学びの推進

認知力が低下した高齢者等の消費者被害を未然に防止するため、福祉関係機関と連携し、地域での見守り体制を強化します。また、成年年齢引下げに伴う若年層の消費者被害が懸念されるため、市内の市立・私立学校等での出前講座についても、従来行ってきた消費生活講座と合わせて実施していくことで、幅広い世代・ニーズに対応した消費者教育の推進に努めるとともに、消費者の学びを促します。

また、SDGs*の観点から、エシカル消費*やサステナブル消費*に代表される環境に配慮した消費行動の気運の高まりなどに対応するための環境施策として行う講座や、子どもが正しい消費行動や経済を学ぶ生涯学習施策として講座等の活用も進めていきます。

消費者が自ら考え、行動するため、学びを推進し、消費生活相談においては、関係機関と連携し、多様な主体への相談体制の強化、充実を図ります。

①福祉関係機関と連携した見守り体制の強化

高齢者や障害のある方の悪質商法や詐欺などの被害の未然防止、拡大防止に向けて、関係機関によるネットワークを構築します。

拡充

②出前講座の実施

消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センターでの講座だけではなく、様々な場所での出前講座を行います。

継続

③相談体制の確保

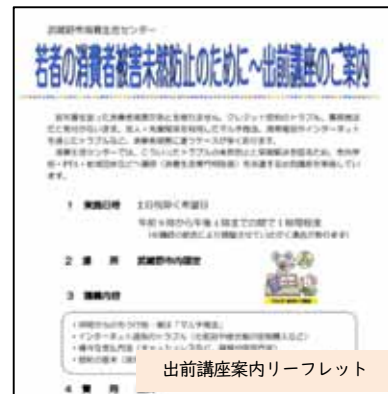
専門相談員を配置し、消費者被害や消費トラブルに関する相談体制を確保します。

継続

④各種講座等の活用

環境分野や生涯学習分野で行う講座のうち産業振興に資するものを整理し、必要に応じて事業者等への周知を行います。

拡充



出前講座案内リーフレット



土曜学校 おかねの教室

【コラム：若年層の消費者被害】

民法が改正され、令和4(2022)年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことで、18歳から成人として契約行為の主体となることができるようになりました。一方で未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合に、その契約を取り消すことができる未成年者取消権は行使できなくなり、法律による保護がなくなりました。また、スマートフォンやSNSの普及により、特に若者の間ではSNSを通じた悪徳商法やマルチ商法などの悪質な事業者による被害に遭うケースが多くなっています。

トラブルに遭わないためには、契約に関する様々なルールを理解したうえで、その契約について自分で責任を負うという認識が必要です。

施策20 経済危機に対する事業継続への備え

経済危機等に備え、平時から市内経済の実態把握に努めるため、これまで計画策定や経済対策検討時に実施してきた市内産業実態調査の頻度を見直し、定期的な調査として実施することを検討します。

また、有事の際に事業継続を支える取組みを全市的に展開できるよう、市内商工関係団体等との強固な関係づくりを推進します。経済危機が発生した際には、本市・関係機関等が発信する情報が事業者等に適時適切に伝わるよう、「確実に伝わる」情報提供に努めます。

コロナ禍の緊急経済対策の実施を通じて得られた知見や経験を活かした取組みを検討・実施していくことにより、将来的に起こりうる経済危機に備えます。

①産業実態調査のあり方検討

新規

商工関係団体等へのヒアリングやアンケートなどによる調査を定期的に行えるよう手法を検討し、事業者の実態把握と支援に関するニーズ把握に努めて、施策立案の参考としていきます。



②事業者支援情報の適時適切な広報のあり方検討

継続

相談を受けて案内する情報提供に加えて、LINEなどを活用したプッシュ型の情報発信も活用していきます。



③有事に備える体制の強化

拡充

庁内の横断的な相談窓口のあり方や、国や都等の経済支援策の動向把握に努め、商工関係団体と連携した情報提供のあり方を検討します。

【コラム：事業者支援情報の発信】

コロナ禍には、国、東京都、市など、様々な主体による多岐に渡る支援・補助事業が実施され、事業者はもちろんのこと、各自治体においても、それら施策の全てを把握することが非常に難しい状況となりました。

本市では、様々な情報を総合的に案内する「事業者支援ほっとらいん」を開設し、開設当初は行政書士や中小企業診断士などの専門家と連携しながら、市内事業者への適時・適切な情報提供を行ってきました。

今後も、有事の際には同様の事象が予想されることから、情報発信・提供の仕組みづくりについて、事業者支援の初期・初歩の取組みとして行う必要があります。

第6章 計画の評価・推進

1 計画の評価・見直し

本計画は、施策と関連事務事業を紐づけ、一体的に管理・評価します。

施策と関連事務事業の目標設定及び進捗管理を毎年度行い、目標と進捗状況を武蔵野市産業振興審議会に報告したうえで、意見を聴取し、施策や関連事務事業を成果の観点から評価・検証しながら、必要に応じて取組み内容の見直し・改善を行います。

武蔵野市を取り巻く社会・経済情勢の変化や国・東京都の産業振興に係る政策等の動向を把握し、市内産業への影響や動向等についての調査・分析を踏まえながら施策を推進します。

2 武蔵野市産業振興審議会の役割

審議会は、本計画に係る施策や関連事務事業の実施状況の確認や事業成果の検証を踏まえ、具体的な産業振興施策に対する意見交換や提案を行います。

3 庁内関連部署との連携

関係部署で構成する産業振興庁内調整会議と課題や進捗状況等に関して、密接に情報交換しつつ、必要に応じて会議に参加していない部署とも連携しながら施策実施効果を高めます。また、関連する計画等とも整合性を図り、産業振興施策を実施していきます。

資料編

1 策定の経過

本計画策定にあたっては、令和4(2022)年より武蔵野市産業振興条例に基づき武蔵野市産業振興審議会及び産業振興審議会専門部会を設置し、議論すべき課題について協議・検討したほか、市役所内で計画検討を組織横断的に行うため産業振興庁内調整会議を開催しました。

また、広く市民等の意見を聴取するために、市民等ワークショップ及びトークセッションを実施したほか、パブリックコメントの実施に合わせ、パネル展示を実施しました。

その実施結果についてまとめ、下記のとおり掲載します。

(1) 武蔵野市産業振興審議会

開催年月日		回	討論及び審議内容
令和4 (2022) 年度	7月8日	第1回	○産業の振興について ○専門部会の設置について ○基礎調査のためのアンケート（案）について
	4月20日	第1回	○令和4年度の経過報告 ○計画骨子案について
令和5 (2023) 年度	10月19日	第2回	○計画素案について
	2月8日	第3回	○計画答申案について

(2) 武蔵野市産業振興審議会専門部会

開催年月日		回	主な議題
令和4 (2022) 年度	9月30日	第1回	○産業の振興について
	11月25日	第2回	○武蔵野市の産業の課題 ○武蔵野市の産業が目指す将来像・方向性等
	2月17日	第3回	○武蔵野市の産業の課題 ○武蔵野市の産業振興の方向性等
令和5 (2023) 年度	5月11日	第4回	○計画骨子案について ○重点項目について
	7月6日	第5回	○計画骨子案について
	9月14日	第6回	○計画素案について
	1月11日	第7回	○計画答申案について

各審議会・専門部会の資料及び議事録は、ホームページで公開しています。

URL：https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shingikai/kaigiroku/sangyoshinko/sangyoshinko_shingikai/index.html



資料・議事録公開ページ

(3) 武蔵野市産業振興庁内調整会議

開催年月日		回	主な議題
令和5 (2023) 年度	書面開催	第1回	○令和4年度の経過報告 ○計画骨子案について
	9月13日	第2回	○計画素案について
	1月22日	第3回	○計画答申案について

(3) 市民等参加イベント

①市民等ワークショップの開催

大学生、在住・在学・在勤の方、事業者等からワークショップを通じて武蔵野市の産業等について考え、意見をいただきました。

【開催日時】令和5(2023)年6月15日(木) 午後2時～4時30分

【場所】武蔵野スイングビル11階レインボーサロン

【参加人数】24名

【テーマ】

前半と後半に分けて下記のテーマで意見交換をしてもらいました。

前半:(1)「商店会」または「観光・観光地」のイメージ

(2) 武蔵野市の「商店会」または「観光」といえば、好きなところは

(3) 武蔵野市の「商店会」または「観光」の課題は

後半:(1) 武蔵野市の「商店会」または「観光」の良いところを伸ばすためには

(2) 武蔵野市の「商店会」または「観光」の課題解決に必要なことは

市民、商店会、大学生の方等、普段接する機会がない人と意見交換ができる場となったことを評価いただきました。情報発信力の強化や人が「つながる場」が重要といった意見が聞かれました。

※参加者アンケート結果は、市ホームページ【令和5年第5回産業振興審議会 専門部会会議録(要旨)】に掲載しています(URL等は前頁参照)。



②まちの魅力発信を考えるトークセッション

広報のプロと市商連会長が、まちの魅力発信について共に考え、意見を交わしていただくことで、参加者がまちの課題や魅力に気づき、本市や計画に興味をもってもらうことを目的に、トークセッションを開催しました。

【開催日時】令和5(2023)年8月24日(木) 午後6時30分～8時

【場所】武蔵野芸能劇場 小劇場

【登壇者】

田島 朗氏(株式会社マガジンハウス・BRUTUS 編集長)

坂井 健司氏(武蔵野市商店会連合会長・中道通り商店会長)

【参加者数】72名

【テーマ】まちの魅力を効果的にPRするための「広報」・「プロモーション」について

※参加者アンケート結果は、市ホームページ【令和5年第6回産業振興審議会 専門部会会議録(要旨)】に掲載しています(URL等は前頁参照)。



③計画素案周知パネル展示

パブリックコメントの実施に合わせて、市民等の幅広い対象者に計画素案の概要を周知するため、巡回パネル展示を実施しました。

【展示場所・期間】

展示場所	展示期間
都立井の頭恩賜公園で開催される井の頭感謝祭2023会場内	11月18日
中央図書館内	11月19日から11月23日まで
観光機構（商工会館1階）ショーウィンドウ	11月24日から12月3日まで
武蔵野プレイス1階ギャラリー	12月4日から12月10日まで

【展示物】



(4) パブリックコメント

第三期武蔵野市産業振興計画素案について、市民等の意見を募集しました。

【募集期間】

令和5年11月16日（木）から12月10日（日）まで

【提出方法】

Eメール・意見提出フォーム・郵送・ファクス・持参

【結果】

意見提出者9名、件数35件

【意見内容・取り扱い結果】

提出された意見及びその意見に対する審議会・専門部会での取り扱い結果については、市ホームページで公表しています。

URL：https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/ikenboshu_enquete/public_comment/1045435.html



パブリックコメント公表ページ

2 委員名簿

(1) 武蔵野市産業振興審議会

◎:委員長 ○:副委員長(敬称略)

区分	氏名	所属団体・役職
学識経験者	◎福田 敦	関東学院大学 経営学部教授
学識経験者	○小田 宏信	成蹊大学 経済学部長
商工会議所代表	高橋 勇	武蔵野商工会議所 会頭
農業委員会代表	榎本 一宏	武蔵野市農業委員会 会長
商店会連合会代表	坂井 健司	武蔵野市商店会連合会 会長
市内事業者代表	田中 栄子	株式会社 STUDIO 4℃ 代表取締役
市職員	田川 良太	武蔵野市 市民部長兼交流事業担当部長

(2) 武蔵野市産業振興審議会専門部会

◎:委員長 ○:副委員長(敬称略)

氏名	所属団体・役職
◎福田 敦	関東学院大学 経営学部教授
○生駒 耕示	武蔵野市商店会連合会 副会長
安藤 孝	武蔵野商工会議所 常議員 サービス業部会 部会長
高橋 勉	一般社団法人武蔵野市観光機構 事務局長
浅川 絢子	一般社団法人ビジネスシード 代表理事
淵上 佳子	多摩信用金庫 吉祥寺支店長
平湯 友子	NPO法人子育て応援スペースとことこ 理事長
石渡 志津	公募委員
田川 良太	武蔵野市 市民部長兼交流事業担当部長

(3) 武蔵野市産業振興庁内調整会議

◎:会長 ○:副会長

氏名	所属団体・役職
◎田川 良太	市民部長
○吉清 雅英	総合政策部長
毛利 悦子	市民部市民活動担当部長
荻野 芳明	都市整備部長
真柳 雄飛	総合政策部企画調整課長
吉崎 勝哉	市民部産業振興課長
尾崎 尚彦	市民部産業振興課経済対策調整担当課長
馬場 武寛	市民部市民活動推進課長
長坂 朋子	健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
吉村 祥子	子ども家庭部子ども子育て支援課長
高橋 弘樹	都市整備部まちづくり推進課長
中迫 健作	都市整備部吉祥寺まちづくり事務所長

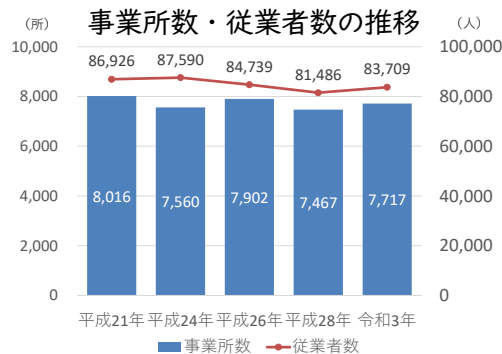
3 市内産業実態調査（概要）

第三期武蔵野市産業振興計画策定に資するため、令和4(2022)年度に市内産業の現況を把握するための実態調査を実施しました。

(1) 統計データから見た市内産業の現況

①産業構造

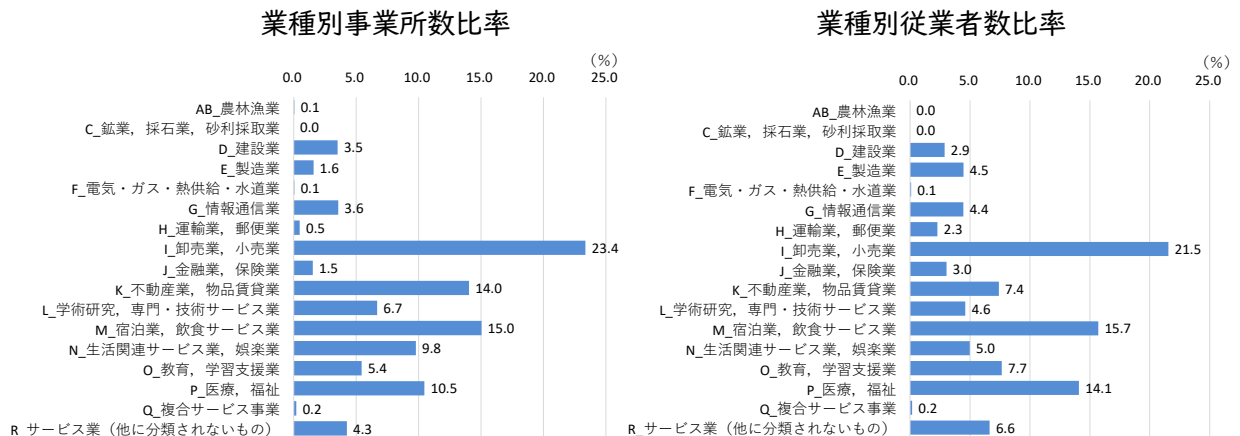
本市の事業所数及び従業者数はともに横ばい傾向で推移しています。



出典：総務省・経済産業省「平成21年・26年経済センサス－基礎調査」「平成24年・28年・令和3年経済センサス－活動調査」

業種別にみると、事業所数比率は「卸売業,小売業」が最も高く、次いで「宿泊業,飲食サービス業」、「不動産業,物品賃貸業」と続き、この3業種が全体の5割強を占めます。

従業者数比率は、事業所数と同様に「卸売業,小売業」が最も多く、次いで「宿泊業,飲食サービス業」、「医療,福祉」と続いています。

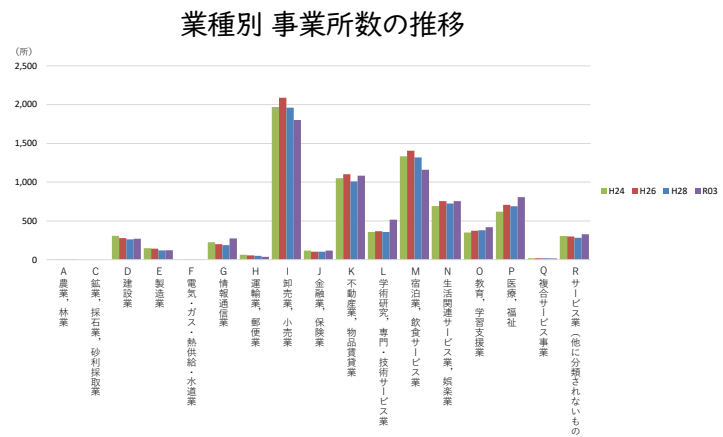


出典：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス－活動調査」

事業所数及び従業者数の推移を業種別にみると、事業所数が多い「卸売業, 小売業」、「宿泊業, 飲食サービス業」とともに、事業所数が減少化傾向にあります。一方、「医療, 福祉」は増加傾向にあります。

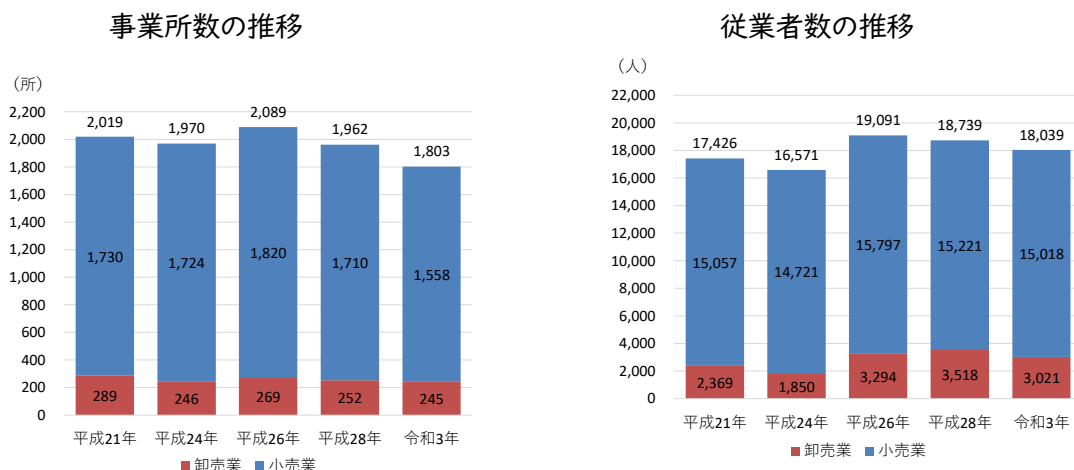
(注) 平成26年の事業所数は公営を除く

出典：総務省・経済産業省「平成26年経済センサス－基礎調査」「平成24年・28年・令和3年経済センサス－活動調査」



②商業

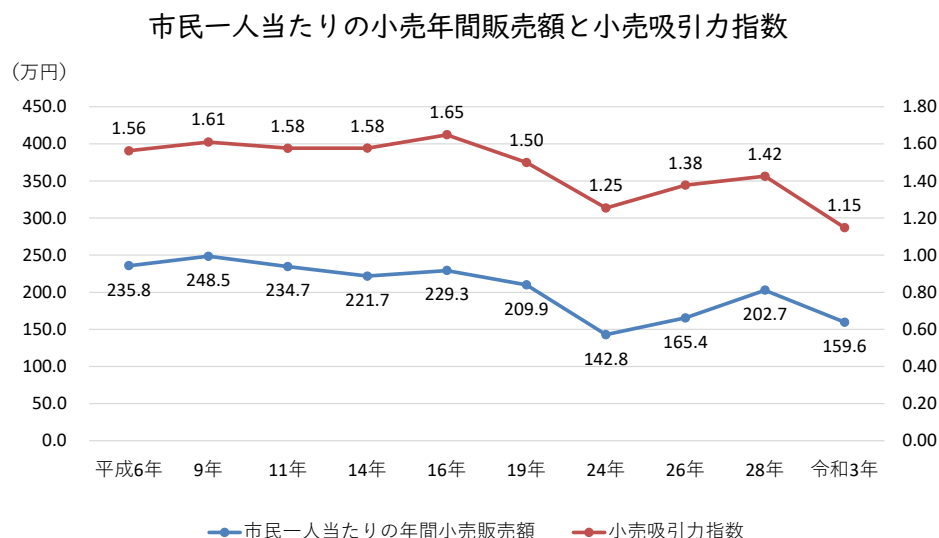
本市の「小売業」における事業所数は平成26(2014)年以降、減少傾向にあります。従業者数は、平成21(2009)年以降横ばいで推移しています。「卸売業」は、事業所数は横ばいで推移していますが、従業者数は平成28(2016)年から減少傾向にあります。



出典：総務省・経済産業省「平成26年経済センサス－基礎調査」「平成24年・28年・令和3年経済センサス－活動調査」

市民1人当たりの年間小売販売額は、平成9(1997)年から平成24(2012)年まで減少傾向で推移しましたが、その後増加に転じたものの、コロナ禍等の影響で令和3(2021)年は再度減少に転じています。

小売吸引力指数※は、平成6(1994)年以降、1.0を超えて推移していますが平成28(2016)年以降低下しています。



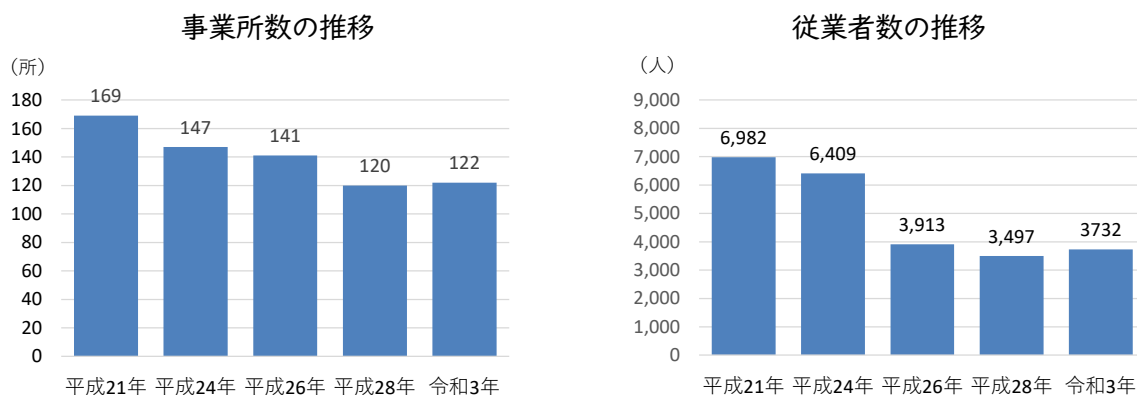
※小売吸引力指数は、当該地域の人口から想定される商業販売額（具体的には全国ベースの1人当たり商業販売額×当該地域の人口）と、実際の販売額との比率を算出したものであり、1を上回っていれば、他地域の商圏から吸引しているとみなすものです。

出典：年間商品販売額は経済産業省「商業統計」、総務省・経済産業省「平成24年・28年・令和3年経済センサス－活動調査」(2012年・2016年・2021年)

出典：人口は住民基本台帳（各年1月1日現在）

③工業

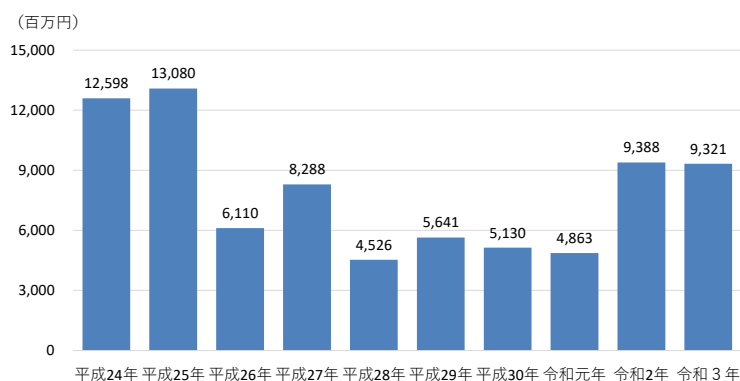
本市の製造業の事業所数は、平成21(2009)年以降減少傾向が続いていましたが、平成28(2016)年からは横ばいとなっています。従業者数は平成26(2014)年に減少しましたが、その後横ばいで推移しています。



出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「平成24年・28年・令和3年経済センサス-活動調査」

製造品出荷額等は令和元(2019)年までは減少傾向にありましたが、令和2(2020)年以降は横ばいで推移しています。

製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事務所）



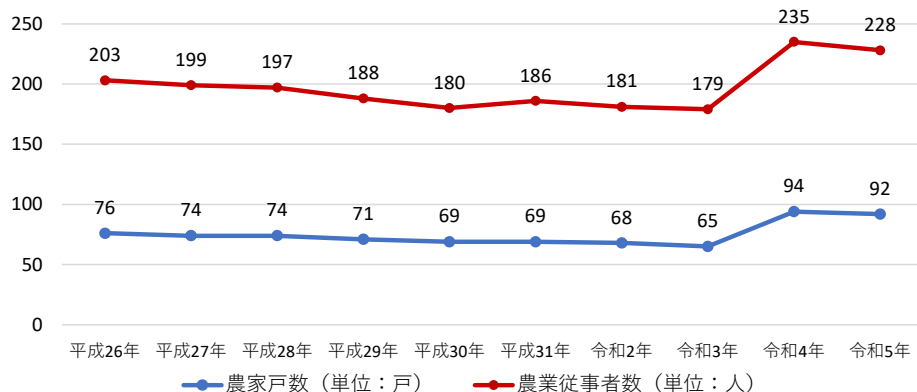
出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「平成24年・28年・令和3年経済センサス-活動調査」、
「2022年経済構造実態調査 製造業事業所調査」

④農業

令和3(2021)年までは、所有農地面積10a以上を集計対象としていましたが、令和4(2022)年から10a未満も含めた農家戸数・従事者数を集計する方法になりました。

集計方法の変更によって、増加傾向に転じたように見えますが、農家戸数及び従事者数は継続して減少傾向にあります。

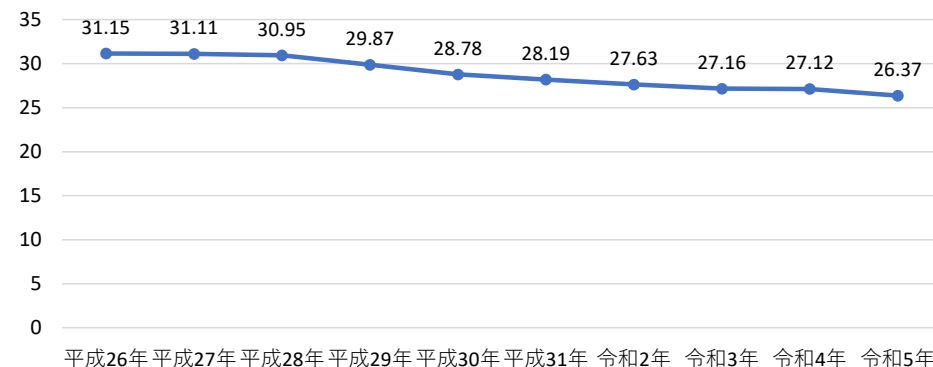
農家戸数及び農業従事者数の推移（各年1月1日現在）



出典：武蔵野市「令和5年度武蔵野市の農業」

農地面積は、減少傾向にあります。

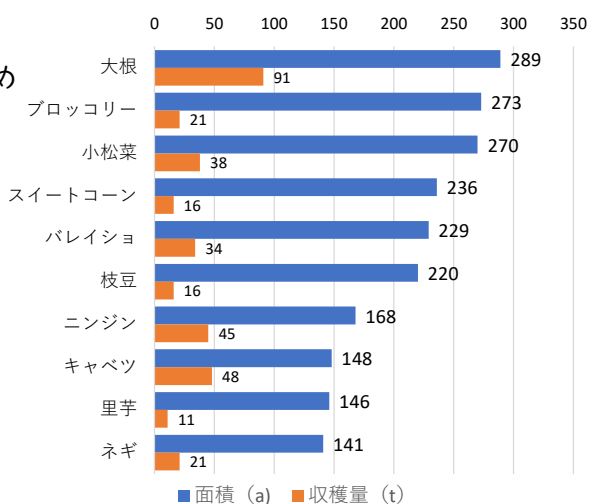
農地面積の推移（各年1月1日現在）



出典：武蔵野市「令和5年度武蔵野市の農業」

野菜の延べ作付面積で上位を占める品目は、大根、ブロッコリー、小松菜などが上位を占めています。

野菜の作付延べ面積・収穫量

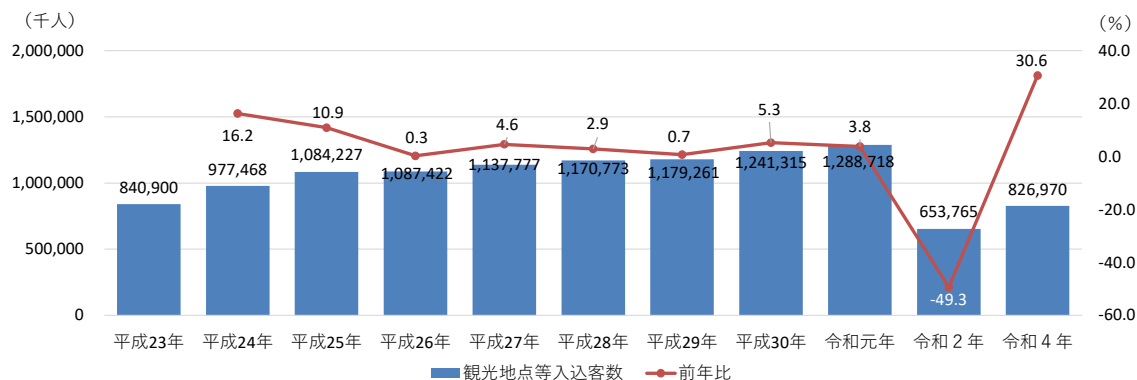


出典：武蔵野市「令和5年度武蔵野市の農業」

⑤観光

東京都における観光地点等入込客数をみると、平成23(2011)年から令和元(2019)年まで増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から令和2(2020)年は前年比で約半減しました。その後、回復傾向にあるものの、まだコロナ禍前までの水準に戻っていません。

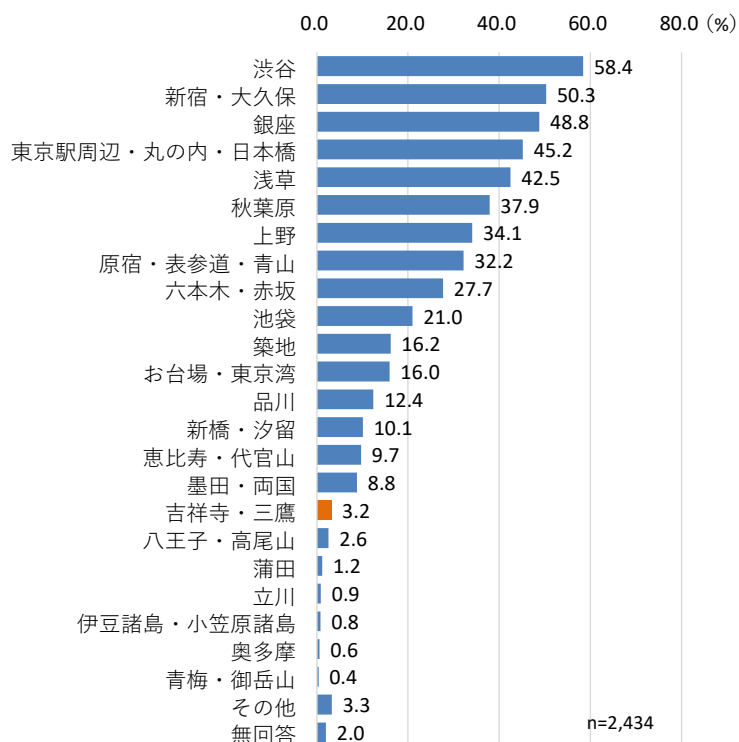
東京都における観光地点等入込客数の推移



出典：東京都「令和4年度東京都観光客数等実態調査」

東京都の「令和4年国・地域別外国人旅行者行動特性調査報告書」をみると、東京都で外国人旅行者が訪問した場所では、「吉祥寺・三鷹」が23区外では最も高くなっています。

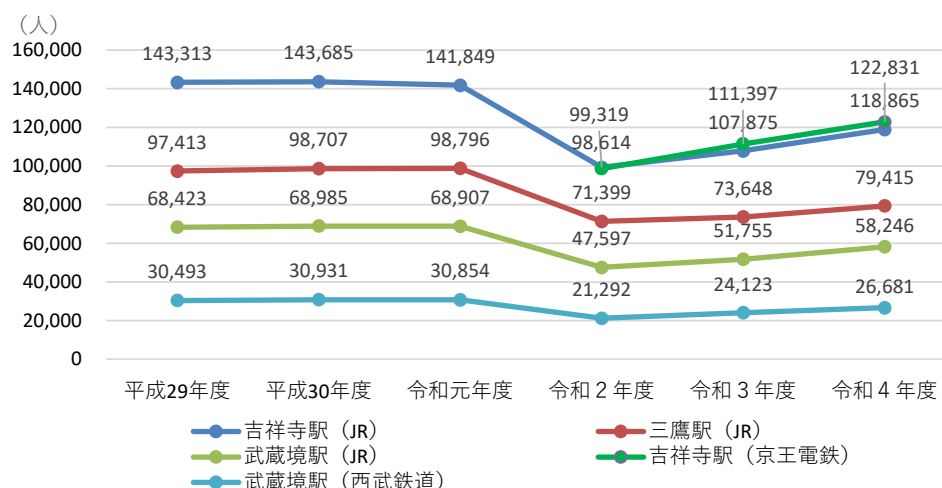
外国人旅行者が訪問した場所



出典：東京都「令和4年国・地域別外国人旅行者行動特性調査報告書」

市内の主要5駅における乗降人員数は、令和元(2019)年まで横ばいで推移し、令和2(2020)年度に一旦減少しますが令和3(2021)年度は増加に転じています。令和4(2022)年度は、「吉祥寺駅(京王電鉄)」が118,815人で最も多く、次いで「吉祥寺(JR)」が122,831人で続いています。

市内の鉄道駅別乗降人員(一日平均)の推移

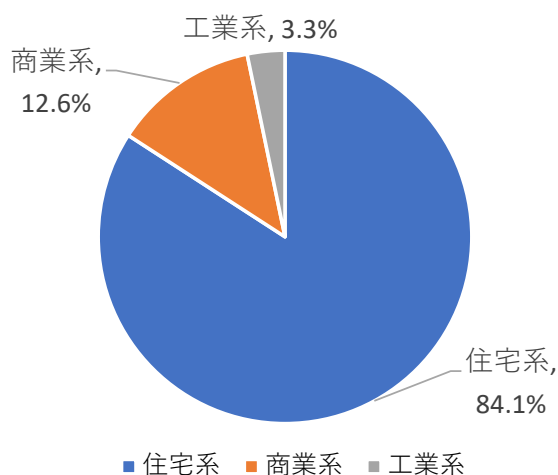


出典：東日本旅客鉄道株式会社 HP、西武鉄道株式会社 HP、京王電鉄株式会社 HP

⑥立地環境

本市の面積は10.98km²で、用途地域別にみると、住居系 84.1%、商業系 12.6%、工業系 3.3%と、住宅都市としての土地利用構成となっています。

本市の用途地域別面積比率



出典：武蔵野市「2022 市勢統計(令和4年版)」

市内には46の商店会（令和5(2023)年11月1日現在）があり、身近な買い物スポットとしてだけでなく、『地域のにぎわいの場・コミュニティの核』としての役割を持ち、市や他団体と連携した安心・安全なまちづくりのための活動も実施しています。

市内には、私立大学4校と専修学校5校が立地しています。また、近接する5自治体には、大学が19校、短期大学2校、専修学校・各種学校24校と多くの教育機関が立地しています。

市域を中心に立地する大学等



出典：令和3年度全国大学一覧（文部科学省 高等教育局大学振興課）、東京都私立専修学校（東京都生活文化スポーツ局 私学行政課専修各種学校担当）

(2) 実態調査を踏まえた現況

【調査概要】

市内産業の現況と取り巻く環境を把握するため、市内事業者を対象とした「事業者調査」、市民を対象とした「市民調査」、及び近隣市区民を対象とした「近隣市区民調査」としてアンケート調査と事業者ヒアリング調査を下記のとおり実施しました。

①事業者調査

調査対象：武蔵野商工会議所会員及び市内商店会連合会に加入している市内事業者
調査期間：令和4(2022)年8月～9月
調査方法：①武蔵野商工会議所会員に対し、メール及び会報誌への掲載・折込チラシにて、調査協力依頼・ウェブアンケートを案内
②各商店会の会員事業所に各商店会長を通じて調査票の配布、郵送回収
回 収 数：601件（有効回答数）（内訳：郵送回答463件、ウェブ回答138件）

②市民調査

調査対象：市内居住者
600人以上（年齢区分）ウェブリサーチ会社のモニター
調査期間：令和4(2022)年8月
調査方法：ウェブアンケート調査
回 収 数：727件（有効回答数）

③近隣市区民調査

調査対象：近隣自治体（練馬区、杉並区、三鷹市、小金井市、西東京市）居住者
各自治体200人以上（年齢区分）ウェブリサーチ会社のモニター
調査期間：令和4(2022)年8月
調査方法：ウェブアンケート調査
回 収 数：1,772件（有効回答数）（内訳：練馬区：333件、杉並区：341件、三鷹市：371件、小金井市：357件、西東京市：370件）

④事業者ヒアリング調査

調査対象：事業者アンケート調査において、ヒアリング調査協力できると回答した事業者から、業種、従業者数規模、地域等のバランスを考慮して、10事業者を抽出・実施
調査期間：令和4(2022)年10月～令和5(2023)年1月
調査方法：訪問聞き取り調査もしくはWebヒアリング
主なヒアリング項目：事業所・事業概要、経営課題（短期的・長期的）、武蔵野市の「まち」のイメージ、支援ニーズ等

1) 事業者アンケート調査（設問抜粋）

①事業者概要

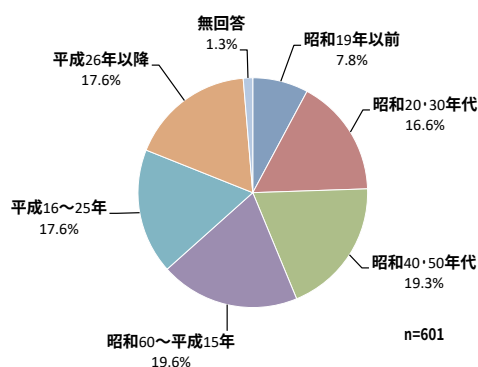
創業年は、「昭和60～平成15年」（19.6％）が最も高く、「昭和40・50年代」（19.3％）、
「平成16～25年」（17.6％）と「平成26年以降」（17.6％）の順で続いています。

従業員規模は、「2～4人」（32.3％）が最も高く、「5～19人」（29.1％）、「1人」
（19.6％）の順で続いています。「4人以下」（51.9％）が5割強を占めています。

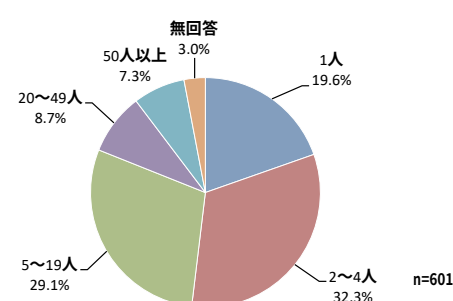
業種は、「卸売業,小売業」（31.1％）が最も高く、「宿泊業,飲食サービス業」（17.1％）、
「不動産業,物品賃貸業」（12.3％）の順で続いています。

直近決算の年間売上高は、「1,000万円以上5千万円未満」（33.9％）が最も高く、「1億円
以上10億円未満」（16.1％）、「500万円以上1,000万円未満」（15.6％）の順で続いています。

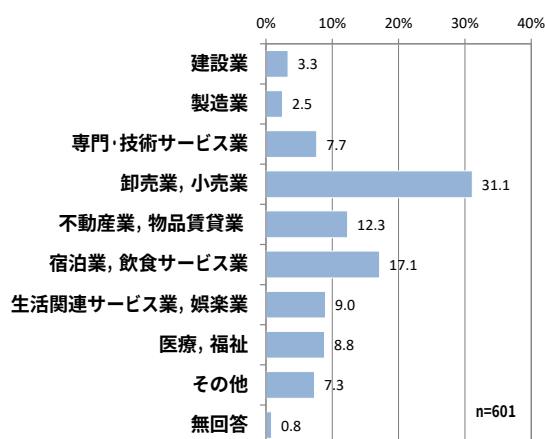
創業年



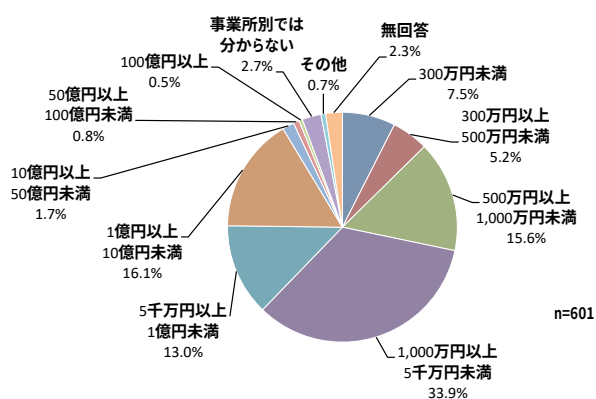
従業員規模



業 種

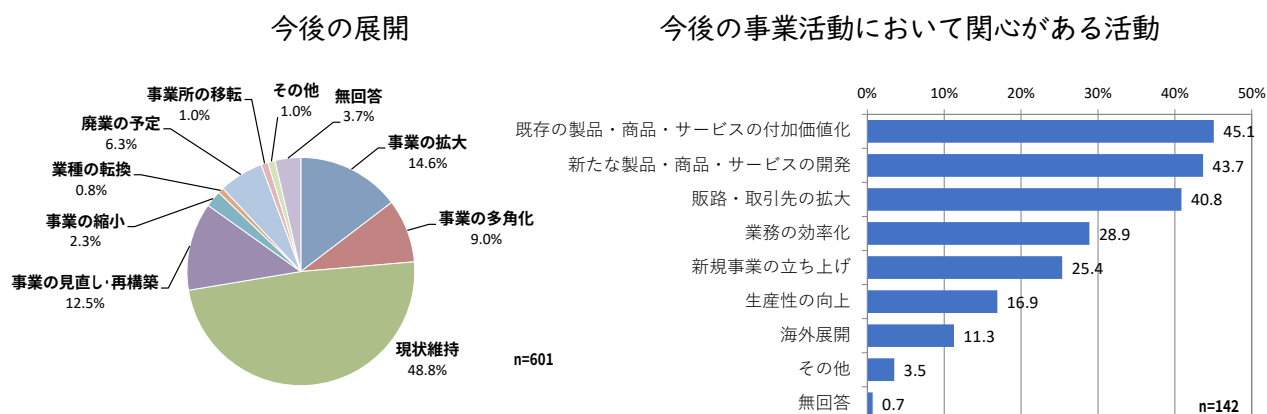


直近決算の年間売上高



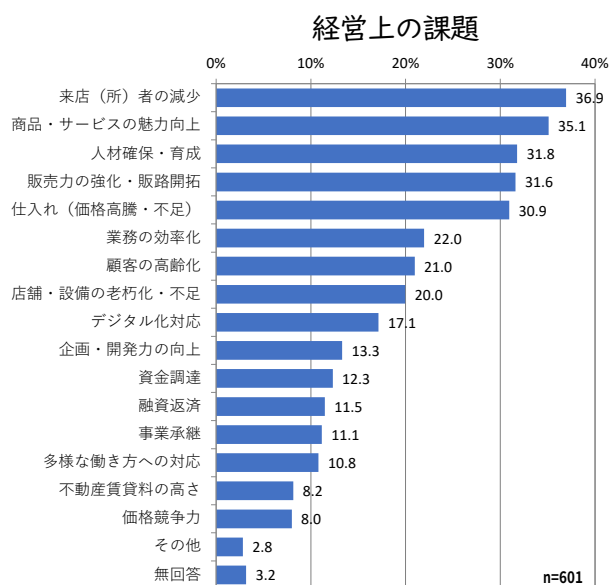
②今後の展開

今後の主な事業展開は、「現状維持」（48.8％）が最も高く、「事業の拡大」（14.6％）、「事業の見直し・再構築」（12.5％）、「事業の多角化」（9.0％）の順で続いています。「事業の拡大」と「事業の多角化」を合わせた「拡大・多角化」は2割台半ば近くを占めています。また、「拡大・多角化」と回答した事業者に、今後の事業活動において、関心がある活動内容を聞いたところ、「既存の製品・商品・サービスの付加価値化」（45.1％）が最も高く、「新たな製品・商品・サービスの開発」（43.7％）、「販路・取引先の拡大」（40.8％）の順で続いています。



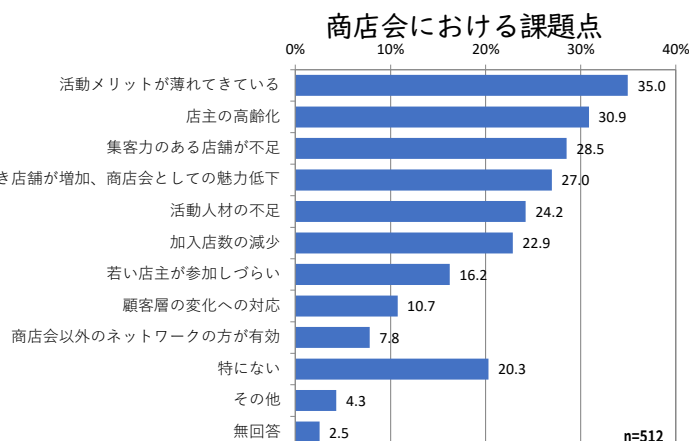
③経営上の課題

経営上の課題は、「来店（所）者の減少」（36.9％）が最も高く、続いて「商品・サービスの魅力向上」（35.1％）、「人材確保・育成」（31.8％）、「販売力の強化・販路開拓」（31.6％）、「仕入れ（価格高騰・不足）」（30.9％）が3割を超えています。



④商店会における課題

商店会における課題は、「活動メリットが薄れてきている」（35.0％）が最も高く、次いで、「店主の高齢化」（30.9％）が続き、「集客力のある店舗が不足」（28.5％）、「空き店舗が増加、商店会としての魅力低下」（27.0％）が続いており、商店会活動の継続が難しくなっています。

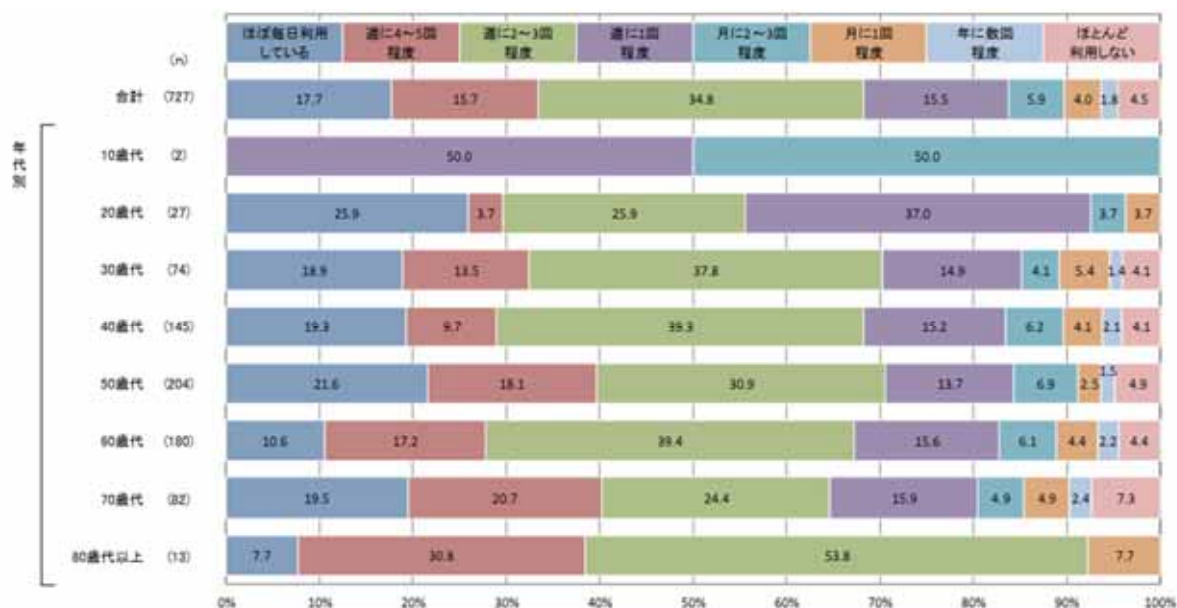


2) 市民アンケート調査結果（設問抜粋）

①市内の商店等（スーパー、大型店、量販店、コンビニを除く）の利用頻度

市内の商店等（スーパー、大型店、量販店、コンビニを除く）の利用頻度は、「週に2～3回程度」（34.8％）が最も高く、「ほぼ毎日利用している」（17.7％）、「週に4～5回程度」（15.7％）の順で続いています。「ほぼ毎日利用している」、「週に4～5回程度」、「週に2～3回程度」、「週に1回程度」を合わせた「週に1回程度以上」は8割台半ば近くを占めています。

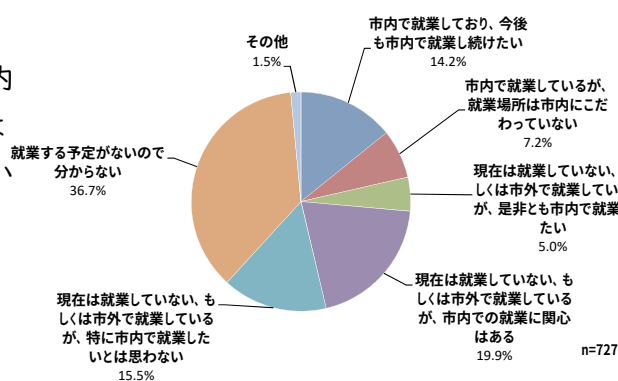
市内の商店等（スーパー、大型店、量販店、コンビニを除く）の利用頻度



②市内での就業意向

市内での就業意向は、「現在は就業していない、もしくは市外で就業しているが、市内での就業に関心はある」（19.9％）、「現在は就業していない、もしくは市外で就業しているが、是非とも市内で就業したい」（5.0％）を合わせた24.9％が市内への就業に関心を持っています。

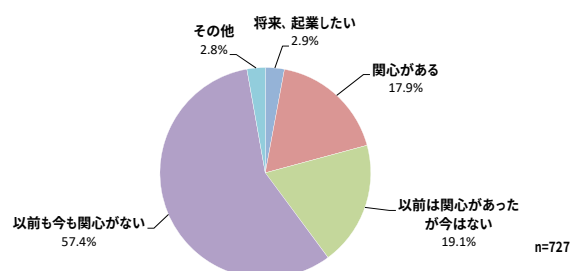
市内での就業意向



③起業への関心

起業への関心は、「起業したい」（2.9％）と「関心がある」（17.9％）を合わせた2割強が起業への意向を持っています。

起業への関心



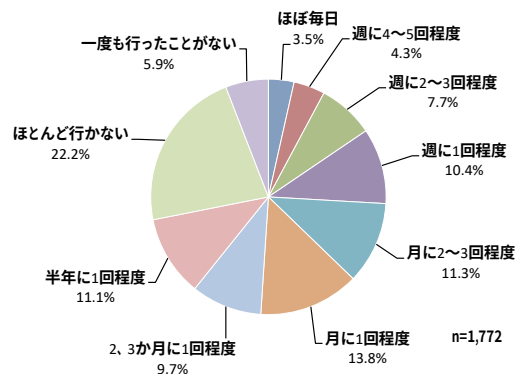
3) 近隣市区民アンケート調査結果

①武蔵野市を訪れる頻度

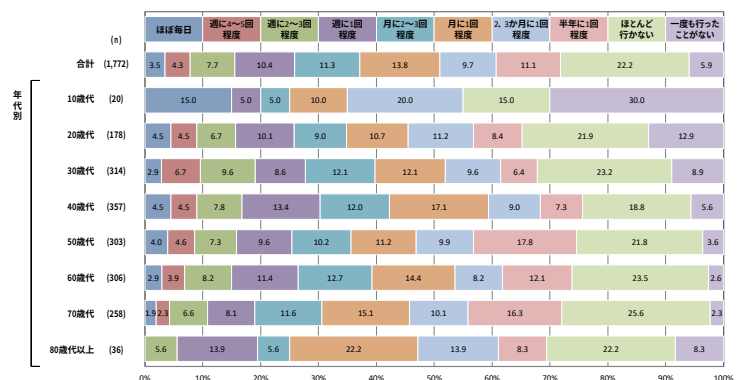
普段、武蔵野市を訪れる頻度は、「週に1回程度以上」が25.9%、「月1回程度以上」が51.0%を占めます。

武蔵野市を訪れる目的・理由は、「買い物」(58.2%)が最も高く、「食事」(15.0%)、「仕事、学校」(8.2%)の順で続いています。年代別にみると、「買い物」は「40歳代以上」が「30歳代以下」と比べてやや高くなっています。

普段、武蔵野市を訪れる頻度



普段、武蔵野市を訪れる頻度（年代別）

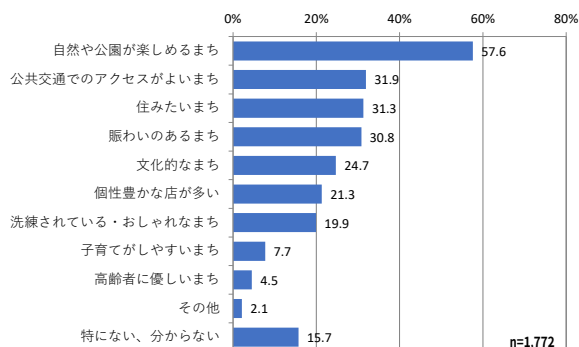


②武蔵野市への来訪・まちの魅力

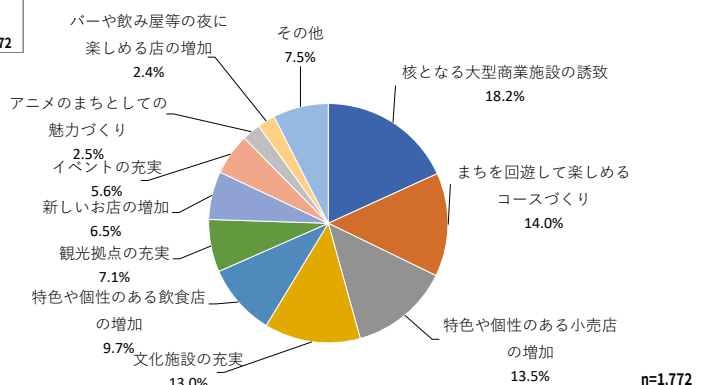
武蔵野市のイメージは、「自然や公園が楽しめるまち」(57.6%)が最も高く、「公共交通でのアクセスがよいまち」(31.9%)、「住みたいまち」(31.3%)、「賑わいのあるまち」(30.8%)の順で続いています。

今後、武蔵野市の魅力を高めるために必要と思われることは、「核となる大型商業施設の誘致」(18.2%)が最も高く、「まちを回遊して楽しめるコースづくり」(14.0%)、「特色や個性のある小売店の増加」(13.5%)の順で続いています。

武蔵野市のイメージ



今後、武蔵野市の魅力を高めるために必要と思われること



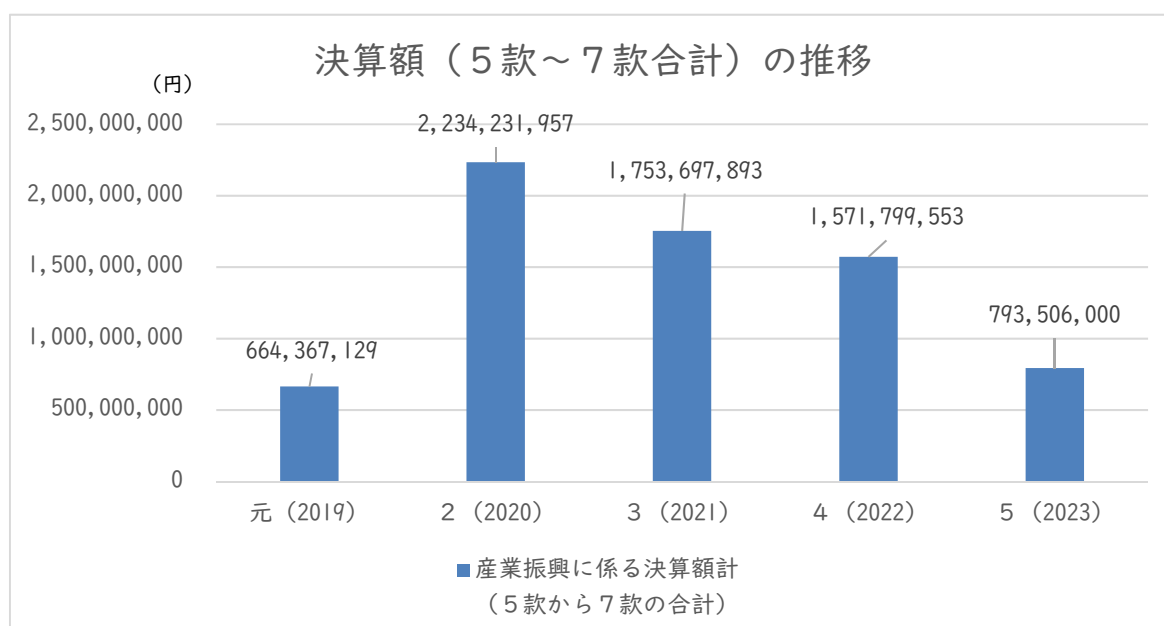
4 産業振興施策に関する決算額の変遷

産業振興施策に関する決算額として、5款労働費、6款農業費、7款商工費の平成30年度から令和5年度までの決算額（令和5年度のみ予算額）の変遷です。新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための緊急経済対策の実施に伴い、特に商工費の支出増が特徴として見られます。

合わせて、一般会計全体の決算額についても参考として掲載しています。産業振興施策に関する決算額と概ね同様の増減傾向が見られます。

（単位：円）

年度	元（2019）	2（2020）	3（2021）	4（2022）	5（2023）
5款 労働費	44,504,413	45,875,413	43,575,637	40,743,030	49,508,000
6款 農業費	73,612,407	69,752,182	58,898,733	66,441,193	84,374,000
7款 商工費	546,250,309	2,118,604,362	1,651,223,523	1,464,615,330	659,624,000
産業振興に係る 決算額計 （5款～7款合計）	664,367,129	2,234,231,957	1,753,697,893	1,571,799,553	793,506,000
（参考） 産業振興に係る決算額 計のうち緊急経済対策 に要した費用		1,554,080,087	1,085,343,791	930,924,479	
一般会計 決算額（全体）	68,505,199,889	83,930,062,193	76,998,670,156	75,114,083,726	72,922,000,000



5 施策体系図と担当一覧

方針	施策	担当課
1 武蔵野市の魅力や価値を高める産業振興   	1 個性豊かなまちの魅力の醸成・発信	産業振興課、秘書広報課、財政課、多文化共生・交流課、商工会議所、観光機構、商店会連合会
	2 新たな価値を生み出すまちづくり	産業振興課、企画調整課、まちづくり推進課、吉祥寺まちづくり事務所、商工会議所、商店会連合会
	3 豊かで多様な市民文化と産業の連携	産業振興課、市民活動推進課、生涯学習スポーツ課、商工会議所、商店会連合会、観光機構
	4 まちの特性を活かした地域密着型観光の推進	産業振興課、観光機構
	5 暮らしを豊かにする都市農業の振興	産業振興課
2 地域や学生等と連携して創る産業振興   	6 活力とにぎわいを生み出す商店会（街）・事業者支援	産業振興課、安全対策課、道路管理課、商工会議所、商店会連合会
	7 子どもや子育て世代とともに創るまちの魅力	産業振興課、子ども子育て支援課、まちづくり推進課、交通企画課、道路管理課、商店会連合会
	8 次代を担う学生等と連携した新たな価値創造	産業振興課、多文化共生・交流課、環境政策課、子ども子育て支援課、児童青少年課、商店会連合会
	9 特色ある地域資源の活用	産業振興課、資産活用課、市民活動推進課、生涯学習スポーツ課
3 都市の活力を担う持続可能な産業振興    	10 経営基盤の安定化と事業革新の推進	産業振興課、商工会議所
	11 時流や変化を捉えたデジタル化・DXの推進	産業振興課、情報政策課、商工会議所、商店会連合会、開発公社
	12 事業者連携の新たな場づくり	産業振興課、商工会議所
	13 未来につなげる事業承継支援	産業振興課、商店会連合会
	14 環境に配慮した事業活動の推進	産業振興課、環境政策課、商工会議所
4 個性を活かし誰もがチャレンジできる産業振興     	15 個性を磨く学びなおし・チャレンジする風土の醸成	産業振興課、生涯学習スポーツ課、商工会議所
	16 誰もが働き・活躍できる環境づくり	産業振興課、市民活動推進課、多文化共生・交流課、生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課
	17 夢と思いを実現する起業・創業への支援	産業振興課
5 事業者・消費者のための安全・安心な産業振興    	18 安全・安心に過ごせるまちの推進	産業振興課、安全対策課、防災課、まちづくり推進課、交通企画課、道路管理課、商工会議所、商店会連合会
	19 消費生活の向上と学びの推進	産業振興課、環境政策課、地域支援課、高齢者支援課、健康課、生涯学習スポーツ課
	20 経済危機に対する事業継続への備え	産業振興課、商工会議所、商店会連合会

※各方針とSDGs(持続可能な開発目標)の関連を整理し、該当するゴールのアイコンを表示しています。

※SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年を年限とする国際目標です。SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。(各目標の解説は次頁参照)。

SDGs の 17 の目標



(貧困)

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



(不平等)

各国内及び各国間の不平等を是正する。



(飢餓)

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



(持続可能な都市)

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



(保健)

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



(持続可能な生産と消費)

持続可能な生産消費形態を確保する。



(教育)

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



(気候変動)

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



(ジェンダー)

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



(海洋資源)

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



(水・衛生)

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



(陸上資源)

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



(エネルギー)

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



(平和)

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



(経済成長と雇用)

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



(実施手段)

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



(インフラ、産業化、イノベーション)

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

※外務省が日本語訳したもの（関係各省庁においても同訳を引用）

6 武蔵野市産業振興条例

平成 28 年 6 月 24 日条例第 32 号

武蔵野市産業振興条例

武蔵野市は、商業及びサービス業を中心に、工業、農業等多様な産業が営まれる中で、生活の利便性の高い住宅都市として発展してきた。また、来街者を増やして地域経済を活性化すること及び市民が自らのまちの魅力を再発見することを目指し、都市観光を推進している。

都市がそれぞれの魅力を競う中で、武蔵野市が選ばれ、愛され、かつ、住み続けられる都市として発展していくためには、市内の産業に関わる全ての者が相互に協力し、地域社会と共生する活力ある産業の発展を促し、その発展を将来の世代に継承していかなければならない。

持続可能な社会の構築、市民の就労の機会の拡充、男女共同参画社会の実現及び少子高齢化、情報化、経済のグローバル化等への的確な対応を目指し、ここに本市の産業の振興に関する基本的事項を定め、市民の理解及び協力を得て、より豊かで、安全にかつ安心して暮らせるまちづくりを推進する。

(目的)

第1条 この条例は、産業の発展が地域の活性化に寄与するものであることに鑑み、武蔵野市（以下「市」という。）における産業の振興に関する基本的な考え方及び施策の方向性を定め、もって市民福祉の向上及び活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業経済団体 武蔵野商工会議所、武蔵野市商店会連合会、東京むさし農業協同組合その他市内の産業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- (2) 商店会 市内に存する商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定により設立された商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定により設立された事業協同組合及び法人格を有しない商店会をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (4) 商店街 商業、サービス業等を営む店舗が集積した区域をいう。
- (5) 大型店舗 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(基本方針)

第3条 産業の振興は、次の各号に掲げる産業の区分に応じ、当該各号に定める方針に基づき、事業者の創意工夫及び自助努力の下に、市、産業経済団体、商店会及び事業者が相互に連携し、市民の理解及び協力を得ながら推進することを基本とする。

- (1) 商業 良質な商品の安定的な提供により、市民の消費生活に寄与すること、並びに商店街が地域のにぎわいの場、地域における交流の場及び地域コミュニティ（武蔵野市コミュニティ条例（平成 13 年 12 月武蔵野市条例第 33 号）第3条第1号に規定する地域コミュニティをいう。以下同じ。）の場として地域の活性化に寄与するよう、事業の規模及び形態にかかわらず、全ての店舗の共存共栄を図ること。

- (2) サービス業 市民の生活上の課題の解決に資するサービスを提供し、生活の利便性の向上を図ること。
 - (3) 工業 技術の革新及び事業者間の連携の推進により、環境に配慮した持続可能なまちづくりに寄与すること。
 - (4) 建設業 技術の研さん及び工事の着実な施工により、まちの魅力の向上を図るとともに、安全で安心なまちづくりに寄与すること。
 - (5) 農業 新鮮かつ安全で安心な農産物を生産するとともに、緑の景観の形成、防災空間の確保、食育及び環境学習の場の提供等の多面的な機能を有する農地の保全を図ること。
- 2 産業の振興は、市民の就労の機会の確保及び勤労者の福利厚生の上向上に配慮しつつ、多様な人材の活力を生かして推進するものとする。
- 3 市及び産業経済団体は、産業の振興に関する教育及び啓発活動の促進に努めるとともに、市域を越えた広域的な連携による産業の発展に積極的に取り組むものとする。

(都市観光の推進)

第4条 市内の産業に関わる全ての者は、まちの魅力を高めることで来街者を増加させ、にぎわいを創出することにより地域経済の活性化を図るため、連携して都市観光の推進に取り組むものとする。

(市の責務)

第5条 市長は、この条例に基づく施策を着実に実施するため、産業経済団体 その他産業に関わる者と連携し、産業の振興に関する総合的な計画を策定しなければならない。

2 市は、産業の振興の基礎となる都市基盤の整備及び更新を推進するとともに、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営改善に対する支援
- (2) 商店街の活性化及び商店会の運営の安定化に対する支援
- (3) 創業に対する支援
- (4) 中小企業者における従業員の福利厚生の上向上に対する支援
- (5) 産業の振興に関する教育及び啓発活動に対する支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、産業の振興のために特に必要と認められる事業

3 市は、前項各号に掲げる事業の実施にあたっては、国、東京都その他の地方公共団体、産業経済団体、商店会、事業者、教育機関等との連携協力に努めるものとする。

4 市は、産業の振興にあたっては、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、地域の多様な人材が活躍できる環境を整備するよう努めるとともに、産業経済団体、商店会及び事業者が、市民と協力して地域の活性化及び課題の解決のための活動を行うことができるよう支援するものとする。

5 市は、事業の実施に必要な物資、サービスその他のものについては、市内において調達するよう努めるものとする。

(産業経済団体の責務)

第6条 産業経済団体は、市内の産業基盤の高度化及び安定化の推進に努めるとともに、事業者、商店会等の活動に対する支援を行うものとする。

2 産業経済団体は、市と協力して産業の振興のための事業を実施し、もって地域の活性化及び課題の解決並びに市民福祉の上向上に寄与するよう努めるものとする。

(商店会の役割)

第7条 商店会は、市民生活の利便性を向上させ、地域に密着したサービス等を提供するとともに、地域のにぎわいの場及び地域における交流の場を創出し、魅力ある商店街づくり及び安全で安心なまちづくりに協力するよう努めるものとする。

2 商店会は、その運営基盤を強化するため、商店会相互の連携及び会員の加入の促進に努めるものとする。

3 商店会は、地域コミュニティの場としての商店街の役割を認識し、地域の活性化及び課題の解決に寄与するよう努めるものとする。

4 商店会は、市及び産業経済団体が行う産業の振興のための事業に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、経営基盤の強化、就労環境の整備、人材の育成及び従業員の福利厚生の実施に努めることにより、健全な事業活動を行うものとする。

2 事業者は、地域社会の一員であることを自覚して、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 市民及び来街者の安全及び安心の確保並びにまちの魅力の向上につながる事業活動

(2) 市民生活の利便性の向上及び地域における課題の解決に対する協力

(3) 市民の雇用の促進

(4) 事業活動において必要な物資、サービスその他のものの市内における調達

(5) 商店会及び産業経済団体への加入

(6) 商店会及び産業経済団体が実施する地域の活性化のための事業への参加又は応分の負担による当該事業への協力

3 大型店舗その他これに準ずる店舗（以下「大型店舗等」という。）を設置する者、大型店舗等の運営管理を行う者及び大型店舗等において小売業を営む者は、その事業活動による地域経済への影響の大きさに鑑み、前項第5号及び第6号に掲げる事項の積極的な実施に努めなければならない。

4 直営方式によりチェーン展開している事業者並びに中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業を行う者及び加盟者は、その市内に存する事業所が地域において果たすべき役割を自覚し、第2項第5号及び第6号に掲げる事項の積極的な実施に努めなければならない。

(市民等の理解及び協力)

第9条 市民及び市内の産業に関わる者は、産業の振興が地域の活性化及び市民福祉の向上に寄与することに鑑み、その振興に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市内の商店街等の利用及び市内製品の消費が地域の活性化につながり、ひいては安全で安心なまちづくりに寄与することに鑑み、市内の商店街等の利用及び市内製品の消費に配慮するものとする。

(武蔵野市産業振興審議会)

第10条 産業の振興について必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市産業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

(1) 産業の振興に関する重要な事項

(2) 武蔵野市産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）の策定に関する事項

(3) 産業振興計画の実施状況の評価に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が審議会に諮ることが適当と認める事項

3 審議会は、市長が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織する。

- 4 前項の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会は、必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。
- 6 市長は第3項の委員とは別に、専門部会における調査及び審議のため必要があると認める者を委員として委嘱することができる。
- 7 専門部会は第3項の委員のうちから市長の指名した委員及び前項の規定により委嘱した委員をもって組織する。
- 8 委員（第3項の委員及び第6項の規定により委嘱した委員をいう。次項において同じ。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

（武蔵野市産業振興計画の策定）

第11条 市長は、第5条第1項の産業の振興に関する総合的な計画として産業振興計画を策定するものとする。

2 市長は、産業振興計画の策定にあたっては、審議会に諮問するものとする。

3 市長は、産業振興計画の策定にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

付 則（令和4年6月29日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

用語集

(五十音順)

頁	用語	ふりがな	説明
あ行			
4, 12, 18	ICT	あいしーていー	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI (人工知能)、ビッグデータ、IoT (モノのインターネット)、クラウド等の技術があり、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等のソフトウェア、SNS 等のサービスを含める場合がある。近年は、ICT の推進に代わり、DX という言葉が一般的に使われるようになった。
25	イノベーション	いのべーしょん	刷新。革新。新機軸。生産技術の革新・新機軸だけでなく、新商品の導入、新市場・新資源の開拓、新しい経営組織の形成などを含む概念のこと。技術革新という狭い意味に用いることもある。
4, 12, 28, 32	インバウンド	いんばうんど	外国人が訪れてくる旅行のこと。または外国から訪れる旅行者のこと。
7	AI	えーあい	「Artificial Intelligence (人工知能)」の略。推論・判断等の知的な機能を人工的に実現するための研究。また、これらの機能を備えたコンピュータシステム。データベースを自動的に構築したり誤った知識を訂正したりする学習機能を持つものもある。膨大な量のデータ分析や業務効率化等に活用されている。
44, 51	SDGs	えすでいじーず	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための 17 の国際目標。
21, 44, 49, 51	エシカル消費	えしかるしょうひ	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。2015 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の 17 のゴールのうち、特にゴール 12 に関連する取組み。

33	援農ボランティア制度	えんのうぼらん ていあせいど	農業の担い手不足に対応するため、原則として無償で農業生産者を支援するボランティア制度のこと。都内では、区市町村を単位とした援農ボランティア制度が一部地域で運営されているほか、都が主体の広域援農ボランティアが存在している。
か行			
7	気候市民会議	きこうしみんか いぎ	無作為抽出などによって選ばれた市民が、気候変動対策について話し合う会議。その開催は欧州各国で広がりを見せており、日本国内でも開催されている。本市では、気候変動の現状に詳しい講師によるレクチャーを踏まえた上で、地球温暖化に対する目指すべきまちの姿や、一人ひとりの関心と行動を変えていくための取組みについて市民目線で話し合いを行った。
15	高付加価値化	こうふかかちか	事業（サービス）や商品において、機能を高めること、新たな機能を設けること、使いやすくすること、使い心地を良くすること、デザイン性を高めることなどによって、利用者（消費者）にとっての価値を高めること。事業（サービス）や商品に備わる付加価値を高めること。
15、60	小売吸引力指数	こうりきゅういん りょくしすう	当該地域の人口から想定される商業販売額（具体的には全国ベースの1人当たり商業販売額×当該地域の人口）と、実際の販売額との比率を算出したものであり、1を上回っていれば、他地域の商圈から吸引しているとみなす。
13、42	CO+LAB MUSASHINO	こらぼむさしの	令和4（2022）年度より試行実施している事業者連携事業。市内の事業者同士の連携を創出・促進して、新しい商品や事業を開発するきっかけをつくるためのプラットフォーム。実行委員会形式で運営されている。
さ行			
51	サステナブル消費	さすていなぶる しょうひ	省資源、脱炭素化やリサイクル可能などの環境負荷の軽減、生物多様性や社会（人権、ジェンダー、動物福祉など）への配慮などに対応した消費を指す。

22	人生 100 年時代	じんせいひゃくねんじだい	長寿命化により、100 歳まで人生が続くのが当たり前となる時代のことを、英国のリンダ・グラットン氏が長寿時代の生き方を説いた著書『LIFE SHIFT (ライフ・シフト)』で提言した言葉。平成 29 (2017) 年に政府により「人生 100 年時代構想会議」が設置され、同年 12 月に中間報告が、平成 30 (2018) 年 6 月には「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられた。
9	総合設計制度	そうごうせつけいせいど	一定規模以上の公開空地の確保や緑の創出が図られるなど、要件を満たす建築物について、計画を総合的に判断して市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率制限や道路斜線制限等の高さ制限を緩和することのできる制度のことをいう。
た行			
47	多文化共生	たぶんかきょうせい	多文化共生とは、国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことをいう。在留外国人の増加・多国籍化や多様性・包摂性のある社会実現の動き等を踏まえ、総務省が地方公共団体に対して多文化共生推進に係る指針・計画の策定を要請したことを受け、本市においても日本人と外国人がともに理解し、尊重し合い、活躍できる環境の整備を図るために、令和 4 年度に「武蔵野市多文化共生推進プラン」を策定した。
1, 23, 39, 41	DX	でいーえっくす	デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」であり、一般的に「DX」と略される。
な行			
19, 38, 48	認定創業支援施設	にんていそうぎょうしえんしせつ	コワーキングスペース、シェアキッチンなどの機能をもつ施設のうち、施設において創業支援事業を行い、かつ「むさしの創業・事業承継サポートネット」と連携する旨の申請を行い、市が施設の要件などを確認して認定するもの。

33	農福連携	のうふくれんけい	農業と福祉との連携のこと。 障害のある方や高齢者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組みをはじめ、様々な効果が期待される。
は行			
19、23、 34、35	伴走型支援	ばんそうがたしえん	寄り添いながら継続的に関わり、つながり続ける支援。
33	肥培管理	ひばいかんり	農作物の栽培に必要な農地を整備するための行為 (例：整地、播種、施肥、排水、除草など)
ま行			
9	水と緑のネットワーク	みずとみどりのねっとわーく	本市が「緑の基本計画」に基づき推進している取組み。緑と水辺を点・線・面でつなげていくことで、生物の生息と移動を可能とするネットワークやレクリエーションの機能、災害時の避難路、良好な都市景観要素など、緑と水辺の機能の向上を目指している。
7、44	むさしのエコre ゾート	むさしのえこりぞーと	市役所北側にある旧武蔵野クリーンセンターのプラットホームと事務所棟をリノベーションして整備した環境啓発施設。令和2（2020）年11月に開館し、地球温暖化、ごみ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など様々な環境分野について啓発を行っている。
35	武蔵野市勤労者互助会	むさしのしきんろうしゃごじょかい	市内の中小企業の事業主及び勤労者を対象に福利厚生事業など実施する組織。
29	武蔵野市ふるさと応援寄附	むさしのしふるさとおうえんきふ	ふるさと納税制度本来の趣旨に鑑み、武蔵野市の魅力の発信、地域産業の振興並びに市政の充実及び財源の確保を図るため、令和元（2019）年10月1日から武蔵野市が実施するふるさと納税制度の呼称。
19、43、 48	むさしの創業・事業承継サポートネット	むさしのそうぎょう・じぎょうしょうけいさぽーとねっと	行政、武蔵野商工会議所、（一財）武蔵野市開発公社、金融機関3社、創業支援事業者で構成された、市と事業者と連携した、創業希望者に対するワンストップ窓口。創業準備初期から創業後のフォローまで、幅広いネットワークを活かした適切な支援を行っている。

46	武蔵野地域五大学	むさしのちいき ごだいがく	平成5(1993)年2月、武蔵野地域五大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を開催し、各大学の資源を活用した市民向けの生涯学習に関する事業を行っている。「武蔵野地域五大学共同講演会」、「武蔵野地域五大学共同教養講座」、「武蔵野市寄付講座」を実施している。
10、22	武蔵野プレイ ス	むさしのふれい す	武蔵境のまちづくりの推進の一環として、「図書館」「生涯学習支援」「青少年活動支援」「市民活動支援」の4つの機能を持ち、幅広い年代の方が交流する「場」として、地域社会の活性化を深める公共施設。平成23(2011)年7月開館。(公財)武蔵野文化生涯学習事業団に指定管理委託をしている。
30	無電柱化	むでんちゅうか	電線類の地中化等の方法により、道路上の電柱や電線の設置を抑制し、撤去すること。都市防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出といった効果がある。
や行			
29	友好都市アン テナショップ麦 わら帽子	ゆうこうとしあ んてなしょっぷ むぎわらぼうし	9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報等を発信しているアンテナショップ。平成13(2001)年10月吉祥寺中道通り商店街にオープン。
ら行			
9	連続立体交差 事業	れんぞくりった いこうさじぎょう	連続立体交差事業は、都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化または地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。 市内においては、JR中央線の三鷹駅－立川駅間の13.1kmの高架化が平成22年、西武多摩川線の武蔵境駅付近約0.9kmの高架化が平成18年に完了した。

わ行

7、23、47	ワーク・ライフ・ バランス	わーく・らいふ・ ばらんす	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。
---------	------------------	------------------	---

第三期武蔵野市産業振興計画
【令和6(2024)年度～10(2028)年度】
答申（案）

武蔵野市産業振興審議会
武蔵野市産業振興審議会専門部会